

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                 | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移        |      |        |        |        | 1 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |        | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課                 |               |                          |
|------------|------|------|---------|---------------------|---|----------------|------|--------|--------|--------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|--|-------------|--|---------------------|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                     |   | 項目             | (単位) | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度                                 | 25年度   | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |             |  |                     | 今後の展開(27~31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 1          | (1)  | 1    |         | 一時預かり事業の推進          | 仕事や急病、私的理由により家庭で保育できなくなったときに指定保育所で保育する。   | 年間延利用児童数       | 人    | 8,456  | 6,604  | 5,912  | 5,805                                | 8,967  | 4                                     | 一時預かりは、保護者の働き方にかかわらず、すべての子ども子育て家庭にとって必要なものであり乳幼児を在宅で育てる保護者にとって育児の不安感、負担感の軽減を図る。        | 3           | 就業形態の多様化により必要とされる保育ニーズへの対応として需要は高まっていることから現状維持する。  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 1    |         | 一時預かり事業の推進          |   | 実施力所数          | 公立   | 1      | 1      | 1      | 1                                    |        |                                       |  |             |  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 1    |         | 一時預かり事業の推進          |   | 実施力所数          | 私立   | 8      | 7      | 7      | 7                                    |        |                                       |  |             |  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 2    |         | 地域子育て支援センター事業の充実    | 在宅で子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安にや悩みの相談業務も実施。今後利用状況や要望等を踏まえ、施設設置や事業の充実を図っていく。   | 利用人数           | 人    |        | 9,852  | 12,569 | 12,957                               | 14,825 | 4                                     | 現在実施箇所は古河地区3か所、総和地区2か所、三和地区1か所(うち公立2か所、私立4か所)  | 3           | 現在多くの親子が利用しており、様々な社会変化の中で子育てを持つ親の出会いや仲間作りのニーズが高まっているため、引き続き事業を行う。  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 3    |         | 出生時における子育て応援メッセージ事業 | 目的:歓迎の気持ちを伝え子育てを応援する<br>対象:①古河市へ出生届を提出した方<br>②古河市に住所又は本籍があり、古河市を含まない市町村に出生届を提出した方<br>内容:フォトスタンド・天然素材のガーゼハンカチ・絵本のうち1品及び市長のメッセージカード<br>第3子以上の児童の出生を奨励するとともに、多子家庭の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的とする。第3子以降の児童一人につき30万円を3回に分けて支給する。ただし対象児童の父または母が対象児童の出生の前1年以上の間及び基準日以後継続して住民基本台帳に登録されており、二人以上の児童を現に養育、監護し、かつ市税を滞納していない |                | 件    | 1,482  | 1,516  |        |                                      |        |                                       |  | 平成22年度事業終了  |  |                     |               | 市民課                      |
| 1          | (1)  | 4    |         | 出産子育て奨励金の支給         | 多子家庭の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的とする。第3子以降の児童一人につき30万円を3回に分けて支給する。ただし対象児童の父または母が対象児童の出生の前1年以上の間及び基準日以後継続して住民基本台帳に登録されており、二人以上の児童を現に養育、監護し、かつ市税を滞納していない   | 支給件数           | 件    | 447    | 457    | 444    | 445                                  | 431    | 4                                     | 多子家庭に対して、経済的な負担軽減となっている。   | 3           | 多子家庭への経済的負担の軽減や少子化対策に向けた事業として実施していくことで、市への子育て世代の人口の定着化が進むと考えられる。   |                     | 子育て応援課        |                          |
| 1          | (1)  | 5    |         | ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」    | 子育て親子の交流及び語り合いの場の提供。子育て中の悩みや不安についての相談・子育てに関する情報の提供。   | 利用者数・市内        | 人    | 15,405 | 17,710 | 19,054 | 18,262                               | 19,950 | 4                                     | 指定管理者、古河市社会福祉協議会で運営。平成26年1月より、一部の市外居住者の利用が無料化。   | 3           | 「ヤンチャ森」の利用数は、年々増加している状況であり、広く子育て世代に受け入れられている。子育て広場交流会・親子交流会を毎月実施するなど、子育て中の親子の交流の場となり、今後も多くの家族の交流を図るとともに、相談業務への |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 5    |         | ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」    |   | 利用者数・市外        | 人    | 1,978  | 3,116  | 2,592  | 2,316                                | 2,327  | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 5    |         | ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」    |   | 利用者数計          | 人    | 17,383 | 20,826 | 21,646 | 20,578                               | 22,277 | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 6    |         | 三人乗り自転車貸出事業         | 満1歳以上6歳未満の乳幼児を2人以上養育する保護者の方を対象に有料で三人乗り自転車を貸出している。   | 貸出し台数          | 台    | 61     | 62     | 66     | 53                                   | 50     | 3                                     | 事業自体に有効性はあるものの、保有自転車の経年劣化による修繕費の負担が増加してきていること。   | 4           | 輪業組合にとっては空きスペースや管理の問題がでてきている。台数を減らすなどの措置が必要となる。  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 7    |         | 保育所・幼稚園の園庭開放        | 保育所(園)や幼稚園の園庭を開放し、遊び場を提供する。また、保育士による育児相談や遊びの指導を実施することで、いつでも安心して遊べる場所の提供及び気軽に子育ての相談ができる環境を整える。   | 実施施設数<br>公立保育所 | 施設   |        | 3      | 3      | 3                                    | 3      | 4                                     | 多くの保育所(園)・幼稚園が実施していることで、より身近な地域での子育て支援サービスを提供しています。今後も、各施設や人材を活かした地域の子育て支援の充実を図っていきます。 | 3           | 子育て支援施設のニーズが高まっている中、事業を継続する必要があると思われます。  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 7    |         | 保育所・幼稚園の園庭開放        |   | 実施施設数<br>民間保育園 | 施設   |        | 12     | 12     | 12                                   | 12     | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 7    |         | 保育所・幼稚園の園庭開放        |   | 実施施設数<br>幼稚園   | 施設   |        | 16     | 16     | 17                                   | 17     | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 7    |         | 保育所・幼稚園の園庭開放        |   | 実施施設数<br>合計    | 施設   |        | 31     | 31     | 32                                   | 32     | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 8    |         | 子育てガイドブックの作成        | ガイドブック作成により、子育てに関するあらゆる情報提供を行う。認可保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援施設のガイドブックを毎年作成し、ホームページに掲載。また、初めて父親になる方のための育児ガイド   |                |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | ガイドブックを市役所各庁舎や福祉の森に置き、必要な方に配布している。   | 3           | 引き続き、内容の充実とより良いサービスの情報を提供できるよう努める。   |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 9    |         | インターネットによる情報提供の充実   | 子育て支援情報をホームページに掲載し、情報提供を行う。内容の充実と使いやすいホームページの作成に努める。  |                |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | ホームページ掲載内容<br>保育所・幼稚園、児童クラブ、子育てサービス、子育て支援施設内容ほか  | 3           | 社会の変化により、保育所を入所希望者が増加する中で、より良い子育て支援サービスの情報を提供していく。   |                     | 子育て対策課        |                          |
| 1          | (1)  | 10   |         | 子育て支援金支給事業          | 事業なし  |                |      |        |        |        |                                      |        |                                       |  |             |  |                     | 子育て応援課        |                          |
| 1          | (1)  | 11   |         | 出産御祝金事業             | 目的:出産した世帯の経済的負担の軽減を図る<br>対象:古河市の住民基本台帳に登録されている者が支給対象児童を出産した時、出産した者又はその配偶者に支給する。<br>(支給対象児童:出生後最初の住民基本台帳への記録が本市になされるもの)  |                | 件    |        | 1,080  | 1,083  | 1,108                                | 1,108  | 4                                     | 対象者に対し、随時申請案内をしているが、請求期間時効による未支給者になってしまうことがある。   | 3           | 出産した世帯から喜ばれている。平成24年3月市議会においても、継続事業とするよう補正予算対応となった。  | 対象者に対し、100%の支給を目指す。 | 市民課           |                          |
| 1          | (1)  | 11   |         | 出産御祝金事業             | 市民課で実施  |                |      |        |        |        |                                      |        |                                       |  |             |  |                     | 子育て応援課        |                          |
| 1          | (2)  | 1    |         | 私立保育園運営事業           | 保育園としての機能維持及び乳幼児児童に対する保育と福祉の向上を図るため、保育に直接必要な人件費や事務費及び保育園の維持管理費並びに保育に間接的に必要な管理費など、保育園運営費を支弁し、保育園の適正な運営と乳幼児児童に対する福祉の向上に努める。   | 入所児童延べ人数       | 人    |        | 14,722 | 14,997 | 15,717                               | 15,567 | 5                                     | 運営費は「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」についての通知等により保育単価等が毎年設定され、これに基づき運営費を各保育園に支弁しています。               | 3           | 児童福祉法により規定されている事業のため継続が必要で   |                     | 子育て対策課        |                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名           | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移                  |               |        |           |           | 1 5十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |           | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |            | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など) | 担当課   |               |                          |
|------------|------|------|---------|---------------|---|--------------------------|---------------|--------|-----------|-----------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|---|-----------------------|---|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |               |   | 項目                       | (単位)          | 21年度   | 22年度      | 23年度      | 24年度                                | 25年度      | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題 |   |                       |   | 今後の展開(27~31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 1          | (2)  | 1    |         | 私立保育園運営事業     |   | 運営費支弁額                   | 千円            |        | 1,126,928 | 1,184,283 | 1,206,121                           | 1,203,164 | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 2    |         | 保育事業の推進       | 保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保護することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保護を実施する。保育所入所希望人数は母親の就労等の増加により年々増加傾向にあるため【保育所の定員の増員を検討し、保育に欠ける児童の受入れ拡大を推進していく。                           | 定員数                      | 人             |        | 1,640     | 1,690     | 1,690                               | 1,700     | 4                                     | ↓          | 目標である定員数1,690人は平成23年度時点で達成し、更に、平成25年度で定員数は1,700人に増えています。しかし、入所希望者の増加に伴い入所児童数は定員を常に上回っている状態です。保育士不足等の問題も発生しているため、これらの問題と合わせて定員増については検討していく必要があります。   | 3                     | 待機児童解消のため、今後も引き続き継続が必要な事業です。  |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 2    |         | 保育事業の推進       |   | 入所児童数<br>*年度3月1日現在の人数    | 人             |        | 1,851     | 1,876     | 1,898                               | 1,888     | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 2    |         | 保育事業の推進       |   | 入所率                      | %             |        | 113       | 111       | 112                                 | 111       | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   | 保育業務の目標及び基準を定め、業務を改善しながら保育サービスの質の向上を図る。また、定期的にアンケート調査を行い満足度向上に努める。  | 満足度総合評価<br>ポイント<br>第一保育所 | ポイント          |        | 49.0      | 69.3      | 68.8                                | 75.0      | 4                                     | ↓          | 毎年度末に、保育所ごとにアンケートを実施し、内容をとりまとめ保護者への回答を行っています。保育所平均はこれまでで一番高いポイントとなっていますが、年度及び施設によりポイントの差があることから、今後も業務改善をすすめていく必要があります。  | 3                     | 今後も、保育の質のサービス向上に努めるため事業継続の必要があります。  |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 第二保育所                    | ポイント          |        | 74.0      | 72.2      | 62.8                                | 65.0      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 第三保育所                    | ポイント          |        | 62.5      | 66.1      | 69.4                                | 65.0      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 第四保育所                    | ポイント          |        | 58.3      | 65.9      | 67.6                                | 80.7      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 第五保育所                    | ポイント          |        | 69.2      | 76.0      | 78.0                                | 79.0      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 上辺見保育所                   | ポイント          |        | 66.7      | 67.2      | 61.4                                | 68.6      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 関戸保育所                    | ポイント          |        | 73.0      | 69.2      | 74.6                                | 72.5      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 3    |         | 保育サービスの質の向上   |   | 保育所平均                    | ポイント          |        | 64.7      | 69.4      | 68.9                                | 72.3      | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 4    |         | 保育所の整備        | 入所児童の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的として、市内公立・私立保育所(園)を対象に、老朽化した施設等の改築更新等を行う。   | 入所定員                     | 人             | 1,630  | 1,640     | 1,660     | 1,690                               | 1,720     | 3                                     | ↓          | 平成21年度：こぼと保育園(増改築/定員60→70) 平成22年度：清恵保育園(増改築/定員60→80) 平成24年度：あゆみ保育園(改築)/アリス保育園(改築)/第4保育所(改築/定員60→90)/終保育園(定員変更のみ/60→90) 平成25年度：名崎保育園(改築) 施設老朽化及び認定こども園への移行等に合わせ施設の改築更新等の要望が高まっている。各施設の要望に合わせ改築に際しての補助金を支出することにより、定員の拡充並びに児童の安全確保が図られている。定員拡充を考慮しながら、施設改築 | 2                     | 老朽化した施設の児童の安全性の向上と待機児童の解消が未だ完全ではない為、幼稚園の認定こども園への移行による定員拡充も考慮しながら、本事業を進めていく。 | 目標値：待機児童0     | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 4    |         | 保育所の整備        |   | 更新等施設数                   | 施設            | 1      | 1         | 1         | 3                                   | 1         | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 4    |         | 保育所の整備        |   | 待機児童数                    | 人<br>(10.1現在) | 16     | 7         | 5         | 2                                   | 12        | ↓                                     | ↓          |   |                       | 子育て対策課  |               |                          |
| 1          | (2)  | 5    |         | 延長保育事業の推進     | 保育所の通常保育時間(11時間)外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を行う。   | 年間延べ利用児童数                | 人             | 14,089 | 15,034    | 13,145    | 15,908                              | 17,212    | 4                                     | ↓          | 育児休業の普及で働く女性の増加。景気悪化で共働きを望む人が多くなり保育の需要が増えた。   | 3                     | 多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、必要不可欠な事業であり、今後も、補助制度を有効に活用し、より充実した事業となるよう検討していく。      |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 6    |         | 特定保育の充実       | 保護者が短時間パートを行っている等により、保育が困難な児童に対して週2,3日程度または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。   | 年間延べ利用児童数                | 人             | 151    | 962       | 709       | 805                                 | 1,170     | 4                                     | ↓          | 保護者の就労形態が多様化しているなかで、保育所において児童を一定程度継続的に保育することができる。   | 3                     | 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育園において児童を一定程度断続的に保育する必要                                    |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 7    |         | 障害児保育事業の充実    | 集団保育可能な発達の遅れのある児童を受け入れる保育事業。障害児保育を実施している私立保育園へ補助金を交付し、受入を推進している。  | 実施力所                     |               | 5      | 6         | 6         | 3                                   | 4         | 3                                     | ↓          | 障害者を取り巻く環境は、社会情勢の変化に伴い大きく変わってきており、障害の内容や状況も様々であるため、障害者のニーズを的確にとらえる必要が県の補助廃止に伴い、平成22年度より古河市においても事業が廃止されました。  | 2                     | 障害児の処遇の向上を図るとともに、実施保育所の拡大を図る。   |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 8    |         | 乳児保育事業の充実     | 1歳児の保育促進を図るための私立保育園に対する補助事業。  |                          |               |        |           |           |                                     |           | 1                                     | ↓          | 以降は、「児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業(旧 民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業)  | 5                     |   |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 9    |         | 休日保育の充実       | 保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応できるように実施す疾病時や疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、保育所やその他の施設、病院又は診療所において適当な施設を備える等により保育を行う。 | 年間延べ利用児童数                | 人             | 4      | 14        | 23        | 49                                  | 64        | 4                                     | ↓          | 保護者の就労体制が多様化に伴い、休日保育の需要が高まっている。   | 3                     | 利用者実績をふまえ、今後の保育サービス事業全体で検討していく必要がある。  |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 10   |         | 病児・病後児保育事業の推進 | 保育所において提供される保育サービスの内容について、職員や利用者以外の第三者による苦情処理や評価を行う専門機関を設置して、保育サービスの質の向上を図る。  | 実施力所                     | 力所            |        |           | 1         | 1                                   | 1         | 3                                     | ↓          | 多様な保育サービスの提供として、病児により保育所での保育が出来ない場合においても、その児童の保育ができる環境を整える必要がある。  | 3                     | 病児・病後児保育については、利用施設の増など検討が必要である。   |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 11   |         | 第三者委員会の設置     |   | 設置力所数<br>公立保育所           | 施設            | 0      | 7         | 7         | 7                                   | 7         | 5                                     | ↓          | 平成23年度からは市内保育所全施設に第三者委員会が設置され、保育所への苦情に対し円滑かつ円満な解決を図っています。   | 3                     | 保育サービス向上のため、引き続き継続が必要な事業です。   |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 11   |         | 第三者委員会の設置     |   | 設置力所数<br>民間保育園           | 施設            | 14     | 14        | 14        | 14                                  | 14        | ↓                                     | ↓          |   |                       |   |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 11   |         | 第三者委員会の設置     |   | 設置力所数<br>合計              | 施設            | 14     | 21        | 21        | 21                                  | 21        | ↓                                     | ↓          |   |                       |   |               | 子育て対策課                   |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                  | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移        |      |         |         |         | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |       | ↓ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)                                     | 担当課   |               |
|------------|------|------|---------|----------------------|--|----------------|------|---------|---------|---------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|--|-------------|---|---|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                      |  | 項目             | (単位) | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度                                 | 25年度  | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |             |   |   | 今後の展開(27～31年) |
| 1          | (2)  | 12   |         | 第三者評価制度の導入           | 保育所サービスについて第三者委員会による評価や助言を行うことにより、保育所における良質かつ適切なサービスの提供を図る。  | 導入施設数<br>公立保育所 | 施設   |         | 0       | 0       | 0                                    | 0     | 2                                     | 第三者委員会については、市内保育所(園)の全施設において設置済みですが、苦情解決についての対応としており、第三者評価について導入している施設はない状態です。今後も、第三者評価の導入を推進していく必要があります。  | 3           | 保育サービス向上のため、今後も継続する必要がある事業です。                             |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 12   |         | 第三者評価制度の導入           | ↓  | 導入施設数<br>民間保育園 | 施設   |         | 0       | 0       | 0                                    | 0     | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓   |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 12   |         | 第三者評価制度の導入           | ↓  | 導入施設数<br>合計    | 施設   |         | 0       | 0       | 0                                    | 0     | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓   |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 13   |         | 幼稚園預かり保育の充実          | 平日および長期休暇時等、通常の教育時間以外に保育を行っている私立幼稚園に対して、一律の補助を行う。  | 実施か所数          | 園    |         | 21      | 21      | 21                                   | 21    | 4                                     | 預かり保育事業は県私学助成の補助も受けており、補助が重複しているため、事業が中止になっても特に支障はないと思われる。新制度移行にあたり、幼稚園が認定こども園となった場合、預かり保育は一時預かり事業に移行するた   | 4           | 新制度移行にあたり、幼稚園が認定こども園となった場合、預かり保育は一時預かり事業に移行するため、事業縮小の見込み。 |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 13   |         | 幼稚園預かり保育の充実          | ↓  | 利用人数(のべ)       | 人    |         | 7,419   | 7,246   | 7,263                                | 7,810 | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓   |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 14   |         | 認定子ども園の検討            | 平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定。制度開始にあたり、従来の認定こども園制度が改正されるため、新たな認定こども園制度に合わせて、市内私立幼稚園・保育園の認定こども園への移行を推進していく。 |                |      |         |         |         |                                      |       | 4                                     | 平成25年度に古河市子ども・子育て会議を設置。認定こども園移行について、会議での承認を得、26年度4月より4園が認定こども園に移行した(従来制度)。27年度4月からはさらに7園が認定こども園へと移行予定。施設整備を伴う園については補助事業あり(補助基準待機児童の解消に寄与している。新制度移行にあたり、012保育ルームを実施している幼稚園は認定こども園となった場合、幼保連携型となるため、事業 | 2           | 引き続き認定こども園への移行を進めていく。                                     |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 15   |         | 0・1・2保育ルームの推進        | 市が012保育ルームとして認定した保育施設等において、3歳未満の乳幼児を保育し、年齢等の条件によって補助を行う。   | 実施施設数          | 園    |         | 8       | 9       | 9                                    | 9     | 4                                     | 待機児童の解消に寄与している。新制度移行にあたり、012保育ルームを実施している幼稚園は認定こども園となった場合、幼保連携型となるため、事業   | 4           | 新制度移行にあたり、012保育ルームを実施している幼稚園は認定こども園となった場合、幼保連携型となるため、事業縮  |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 15   |         | 0・1・2保育ルームの推進        | ↓  | 利用者数(のべ)       | 人    |         | 16675   | 20928   | 21764                                | 21469 |                                       |  |             |   |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 16   |         | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 指定管理者、古河市社会福祉協議会で運営。保育及び育児に関する多様な需要に対応することを目的に設置し、施設(育児支援)サービス、会員同士による相互支援サービス、待機児童託児サービス等の事業を実施。                                    | 施設サービス利用者数     | 人    | 4263    | 3988    | 3483    | 4026                                 | 4009  | 3                                     | 施設サービス利用については、子育て世帯の多様な需要に対応している。しかし、相互支援活動利用については、会員の地域的な偏り、高齢化等の課題がある。   | 2           | 現在のサービスを推進するとともに、相互支援の充実を図っていく。                           | 相互支援活動において、需要と供給のバランスが取れているかを的確に把握し、新たな人材の開拓が必要である。 | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 16   |         | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | ↓  | 施設サービス利用時間(延べ) | 時間   | 25800.5 | 22992.5 | 18134.5 | 23111                                | 23622 | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓   |   | 子育て対策課        |
| 1          | (2)  | 16   |         | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | ↓  | 相互支援活動利用者数     | 人    | 45      | 39      | 46      | 38                                   | 34    | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓   |   | 子育て対策課        |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                  | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移         |      |      |             |             | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |             | 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |            | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など) | 担当課   |  |                          |
|------------|------|------|---------|----------------------|--|-----------------|------|------|-------------|-------------|--------------------------------------|-------------|-------------------------------------|------------|---|-----------------------|---|--|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                      |  | 項目              | (単位) | 21年度 | 22年度        | 23年度        | 24年度                                 | 25年度        | 実施状況の5段階評価                          | 事業実施の現状と課題 |   |                       |   | 今後の展開(27~31年)  | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 1          | (2)  | 16   |         | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | ↓  | 相互支援活動利用回数      | 回    | 158  | 159         | 132         | 114                                  | 64          | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (2)  | 17   |         | いばらき3人っこ家庭応援事業       | 3人以上の子供を持つ多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料を減額する。   | 対象児童数           | 人    | 37   | 50          | 167         | 132                                  | 149         | 4                                   | ↓          | 子育てにおける負担軽減を図ることができる。   | 3                     | 負担軽減のため現状維持に努める。  | 子育て対策課   |                          |
| 1          | (2)  | 18   |         | 私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施    | 満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の園児を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、一部国の補助金交付を受け、施設設置者を通し保護者の保育料等を減免する。                             | 実績額             | 円    |      | 204,499,100 | 208,858,800 | 212,593,300                          | 232,817,900 | 4                                   | 4          | 毎年補助単価が上がっている。26年度から補助対象枠も広がり、所得制限のない階層もできた。新制度移行にあたり、幼稚園・認定こども園が施設型給付の対象となった場合は保護者負担金が改定され、就園奨励費はなくなる。そのため、事業縮小の見込み。           |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (2)  | 18   |         | 私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施    | ↓  | 対象人数            | 人    |      | 2,096       | 2,046       | 2,027                                | 2,052       | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (2)  | 19   |         | 公立保育所施設耐震化の推進        | 入所児童の安全性の向上を目的として、施設の耐震診断を行い、診断の結果耐震性に問題ありとの結果となった施設については、耐震補強又は改築等により対応していく。                          | 耐震診断実施施設        | 施設   | 0    | 1           | 0           | 0                                    | 0           | 2                                   | 2          | 平成22年度耐震診断実施:第1保育所<br>平成24年度改築実施:第4保育所<br>児童の安全性を考慮し、順次公立保育所の耐震診断等を実施しているが、幼稚園の認定こども園への移行による定員拡充状況も考慮し、定員設定も含めて耐震補強又は改築を計画する必要が | 2                     | 幼稚園の認定こども園への移行内容決定後、定員設定等を考慮した上で、早急に児童の安全性の向上の為、耐震診断により現況を確認の上、対応を行う。 | 要耐震診断施設:5施設<br>・第1保育所<br>・第4保育所<br>・第5保育所<br>・上辺見保育所<br>・関戸保育所 | 子育て対策課                   |
| 1          | (2)  | 19   |         | 公立保育所施設耐震化の推進        | ↓  | 耐震補強又は改築実施施設    | 施設   | 0    | 0           | 0           | 1                                    | 0           | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (2)  | 20   |         | 民間保育園保育士増員の推進        | 「児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業(旧 民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業)」の県事業要項に基づき、低年齢児保育を充実させるため私立保育園に委託し、低年齢児対応の保育士増員を推進する。 | 実施施設数           | 施設   |      | 10          | 10          | 9                                    | 9           | 4                                   | 4          | 「児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業(旧 民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業)」は、県単独の補助事業となっています。(補助率は、県10/10です。)今後、県が補助事業を廃止した場合、継続が困難にな                     | 3                     | 低年齢児保育充実のため、今後も引き続き継続が必要な事業です。  | 子育て対策課   |                          |
| 1          | (2)  | 20   |         | 民間保育園保育士増員の推進        | ↓  | 事業に係る新規雇用者数     | 人    |      | 10          | 12          | 12                                   | 13          | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (2)  | 20   |         | 民間保育園保育士増員の推進        | ↓  | 委託料             | 千円   |      | 13,940      | 16,228      | 18,890                               | 22,212      | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (3)  | 1    |         | 子育て広場                | 子育て中の親や子どもが気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う。   | 実施施設数<br>公立保育所  | 施設   |      | 2           | 2           | 2                                    | 2           | 4                                   | 4          | 多くの保育所(園)・幼稚園が実施していることで、より身近な地域での子育て支援サービスを提供しています。公立保育所の実施施設数が少ないため、実施について検討していく必要があります。                                       | 3                     | 子育て支援施設のニーズが高まっている中、事業を継続する必要がありますと思われる。                              | 子育て対策課   |                          |
| 1          | (3)  | 1    |         | 子育て広場                | ↓  | 実施施設数<br>民間保育園  | 施設   |      | 7           | 7           | 7                                    | 7           | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (3)  | 1    |         | 子育て広場                | ↓  | 実施施設数<br>幼稚園    | 施設   |      | 18          | 18          | 19                                   | 19          | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (3)  | 1    |         | 子育て広場                | ↓  | 実施施設数<br>合計     | 施設   |      | 27          | 27          | 28                                   | 28          | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |
| 1          | (3)  | 2    |         | 育児サークル活動への支援         | 子育て中の保護者同士の仲間作りを通して、育児不安の解消と軽減を図ることを目的とする。市内の子育てサークルなど市民の自主的な活動を充実するための支援を行う。                          |                 |      |      |             |             |                                      |             | 3                                   | 3          | 子育てサークル活動がより一層活性化するように、子育て応援サイトの活用や情報の掲載、サークル活動のPRが必要である。引き続き、支援を行っていく。   |                       | 健康づくり課  |  |                          |
| 1          | (3)  | 3    |         | 子育て自主グループの育成         | 子育ての孤立化の解消や情報交換等の場所など、重要な役割を果たす自主グループの育成支援を行う。平成21年度から三和地区に「子育て支援センター」を設置したことにより、今後一層、自主グループの育成を推進する。  |                 |      |      |             |             |                                      |             | 4                                   | 4          | 民間保育園においては、自主グループの育成支援が行われていますが、グループができない年もあるようです。公立保育所での自主グループ育成支援が未実施のため、推進を検討して必   | 3                     | 今後も引き続き継続が必要な事業です。  | 子育て対策課   |                          |
| 1          | (3)  | 4    |         | 母親クラブ等の推進            | 地域における児童の健全育成のため、地域活動を行う母親クラブの子育て支援事業を推進する。  | 子育て支援団体数        | 団体   | 1    | 2           | 2           | 2                                    | 2           | 4                                   | 4          | 平成23年度で茨城県民間児童館等活動推進事業費補助金廃止により、平成24年度より市単独補助事業となった。また、会員数が減少傾向にある。   | 3                     | 子育て中の母親への支援は今後も必要。会員の拡大により、更に活発な活動を支援したい。                             | 子育て対策課   |                          |
| 1          | (3)  | 4    |         | 母親クラブ等の推進            | ↓  | 会員数<br>・さんわ母親クラ | 人    | 44   | 28          | 28          | 25                                   | 23          | ↓                                   | ↓          | ↓   |                       | 子育て対策課  |  |                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                     | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入) | 事業実績の推移  |                 |      |           |           | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |           | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課   |                               |                          |       |
|------------|------|------|---------|-------------------------|---------------------------|--|-----------------|------|-----------|-----------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------------|---|--|---|---|-------------------------------|--------------------------|-------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                         |                           | 項目   | (単位)            | 21年度 | 22年度      | 23年度      | 24年度                                 | 25年度      | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |  |   |   | 今後の展開(27~31年)                 | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |       |
| 1          | (3)  | 4    |         | 母親クラブ等の推進               | ↓                         | 会員数・自然育児の会<br>よちよちクラブ  | 人               | 0    | 61        | 63        | 41                                   | 49        | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 子育て対策課                        |                          |       |
| 1          | (3)  | 4    |         | 母親クラブ等の推進               | ↓                         | 会員数<br>合計  | 人               | 44   | 89        | 91        | 66                                   | 72        | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 子育て対策課                        |                          |       |
| 1          | (4)  | 1    |         | 児童手当の支給                 | ↓                         | 支給対象児童延<br>人数  | 人               |      |           |           | 220,523                              | 215,593   | 5                                     | 国の政策により実施。<br>子どもの育成のために、子育て世帯の<br>経済的な助けとなっている。  | 3  | 国の政策による。  |   | 子育て応援課                        |                          |       |
| 1          | (4)  | 1    |         | 児童手当の支給                 | ↓                         | 年間支給額(児童<br>手当、子ども手  | 千円              |      | 2,611,925 | 2,736,269 | 2,448,660                            | 2,378,595 | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 子育て応援課                        |                          |       |
| 1          | (4)  | 2    |         | 放課後児童クラブの充実             | ↓                         | 児童数の推移<br>古河地区   | 人               | 368  | 340       | 362       | 388                                  | 407       | 4                                     | 全ての市内小学校区(23)において児童<br>クラブの活動が行われている。*児童<br>クラブ数 26<br>小学校3年生までの児童については受<br>入れを行っているが、4年生以上の児<br>童の受け入れが困難な児童クラブもあ<br>る。<br>また、指導員の確保が困難な状況があ<br>る。   | 2  | 待機児童 "0"  |   | 子育て対策課                        |                          |       |
| 1          | (4)  | 2    |         | 放課後児童クラブの充実             | ↓                         | 総和地区   | 人               | 548  | 502       | 529       | 501                                  | 524       | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 2    |         | 放課後児童クラブの充実             | ↓                         | 三和地区   | 人               | 201  | 228       | 266       | 251                                  | 271       | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 2    |         | 放課後児童クラブの充実             | ↓                         | 合計   | 人               | 1117 | 1070      | 1157      | 1140                                 | 1202      | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 2    |         | 放課後児童クラブの充実             | ↓                         | 待機児童数  | 人(5.1現在)        | 29   | 13        | 10        | 17                                   | 20        | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 3    |         | 放課後児童クラブの整備             | ↓                         | 整備施設(小学校<br>校舎内移転)   | 小学校区            | 4    | 0         | 0         | 0                                    | 0         | 3                                     | 平成21年度:校舎内移転(八俣児童ク<br>ラブ/駒込児童クラブ/4小児童クラブ/7小児<br>童クラブ)<br>平成25年度:コミュニティセンター内移転(1小<br>児童クラブ)<br>平成23年度:施設新築(7小児童クラブ)<br>平成24年度:施設新築(諸川児童クラブ)<br>平成25年度:施設新築(6小児童クラブ)<br>増加する入会希望児童数への対応及<br>び児童の安全性の向上の為、新築や<br>当該小学校余裕教室活用等施設整備<br>を進めているが、周辺事情により拡大 | 2  | 未だ入会希望に対して定員の<br>確保が困難な施設や老朽化等<br>安全性の確保が必要な施設も<br>存在する為、将来予測等を含<br>めて優先順位を見極めながら<br>施設の拡充に努める。 | 目標値:待機児<br>童0   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 3    |         | 放課後児童クラブの整備             | ↓                         | 整備施設(新築)   | 小学校区            | 1    | 0         | 1         | 1                                    | 1         | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 3    |         | 放課後児童クラブの整備             | ↓                         | 待機児童数  | 人(5.1現在)        | 29   | 13        | 10        | 17                                   | 20        | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   | ↓   |                               | 子育て対策課                   |       |
| 1          | (4)  | 4    |         | 子ども会育成会の支援              | ↓                         | 異年齢児集団の中で子ども会活動を通じて連帯<br>意識を養う。次代を担う子ども達の主体性を育<br>て、子ども会活動の向上発展と健全な育成を<br>図っていくための支援をしていく。   | 子ども会児童加<br>入数   | 人    | 5,996     | 5,787     | 5,557                                | 5,393     | 5,179                                 | 5   | 市子連全体としての宿泊交流会等の事<br>業と3支部事業、各小学区単位の事業<br>を実施している。少子化の影響で年々<br>児童数は減少し、子ども会の組織活動<br>ができずに休止、解散する地域が出て  | 3   | 引き続き、子ども会組織の支援<br>を行う。  |                               | 生涯学習課                    |       |
| 1          | (4)  | 4    |         | 子ども会育成会の支援              | ↓                         | 子ども会児童加<br>入率  | %               |      | 73.63     | 71.03     | 71.57                                | 69.45     | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 生涯学習課                         |                          |       |
| 1          | (4)  | 5    |         | 地域コミュニティ推進<br>事業        | ↓                         | 子どもから高齢者まで地域住民すべてを対象<br>に一体となった活動の実践を通して地域住民の<br>連帯感を醸成し一層の安心安全なまちづくりを進<br>める。<br>市内20の地区すべてにおいてコミュニティの設<br>立を目指し支援体制の一層の充実を図る。                    | コミュニティ団体<br>数   | 団体   | 6         | 6         | 6                                    | 12        | 15                                    | 4   | 現状としては各コミュニティ団体におい<br>て地域実情に合わせ学校等関係団体と<br>連携をとって支援事業を行っている。<br>実施事業:お祭り、演奏会等イベント事<br>業・三世代交流事業・防犯見守り事業・<br>防災訓練事業 等<br>課題としては役員の高齢化等に伴う人<br>材の確保、関係支援団体との連携体制 | 2   | 今後、市内20地区に地区コミュ<br>ニティ団体の設立を目指し、市<br>内全域で各団体からの支援事<br>業を受けられるような体制をつ<br>くる。 | 市内20地区に<br>地区コミュニ<br>ティ団体を設立。 |                          | 市民協働課 |
| 1          | (4)  | 6    |         | 青少年相談事業の充<br>実          | ↓                         | 青少年の交友関係や学校生活、いじめなどの悩<br>み事について、専用のフリーダイヤルにより古<br>河市青少年センター職員(特別青少年相談員を含<br>む)により電話相談を受け、悩み事の解消に努め<br>る。また、非常勤特別職の特別青少年相談員を<br>配置し、面接相談や電話相談を実施する。 | 電話相談受付件<br>数    | 件    | 16        | 16        | 11                                   | 21        | 8                                     | 5   | 相談者が匿名性を希望することから電<br>話相談が主となり、職員も研修会<br>に参加するなど対応技術の習得に励ん<br>でいる。  | 3   | 継続して事業を実施する必要<br>がある。   |                               | 生涯学習課                    |       |
| 1          | (4)  | 6    |         | 青少年相談事業の充<br>実          | ↓                         | 特別青少年相談<br>員   | 名               | 1    | 1         | 1         | 1                                    | 1         | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 生涯学習課                         |                          |       |
| 1          | (4)  | 7    |         | 街頭補導活動の推進               | ↓                         | 青少年の健全育成と非行等の未然防止のため、<br>市内を定期的に巡回しながら、問題行動を起こ<br>そうな青少年の早期発見と青少年に対して指導<br>及び助言を行い青少年の健全育成に努める。ま<br>た、地域で開催している夏祭りや盆踊り、運動会                         | 定期パトロール実<br>施回数 | 回    |           | 102       | 96                                   | 95        | 97                                    | 5   | 一班、5から6名の相談員による夜間、<br>屋間の定期パトロールと夏祭り等での<br>特別パトロールを実施し、青少年への<br>声かけを行っている。近年頻発している<br>不審者出没に対し迅速な対応が求めら  | 3   | 引き続き、パトロールを実施し<br>ていく。  |                               | 生涯学習課                    |       |
| 1          | (4)  | 7    |         | 街頭補導活動の推進               | ↓                         | 特別パトロール実<br>施回数  | 回               |      | 27        | 27        | 31                                   | 29        | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓   |   | 生涯学習課                         |                          |       |
| 1          | (4)  | 8    |         | ケータイ・ネット安全<br>利用等に関する研修 | ↓                         | 各中学校で生徒会等が中心となり、ケータイ・<br>ネットの危険性や安全利用についての研修会を<br>年1回実施する。また、技術・家庭科で、情報モ<br>デルに関する学習を実施する。   |                 |      |           |           |                                      |           | 4                                     | 市内各中学校で実施している。  | 3  | スマートフォンの普及により、研<br>修の重要性が高まっており、継<br>続的な実施が必要である。   |   | 指導課                           |                          |       |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名           | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移                 |      |      |        |        | 実施状況の<br>5段階評価 | 事業実施の現状と課題 | 今後の展開<br>(27～31年)   |      | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)        | 担当課      |         |
|------------|------|------|---------|---------------|--|-------------------------|------|------|--------|--------|----------------|------------|---|------|--|------------------------------|----------|---------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |               |  | 項目                      | (単位) | 21年度 | 22年度   | 23年度   |                |            | 24年度  | 25年度 |  |                              |          | 今後の展開   |
| 1          | (4)  | 9    |         | スポーツ活動の充実     | 市や古河市体育協会(任意団体)が主催となり、各種スポーツ大会、イベントを開催し、市民がスポーツに親しむ機会をつくり、市民の健康増進と地域の振興を図る。  | 市主催各種スポーツ大会参加者数         | 人    |      | 27,500 | 35,759 | 36,136         | 4          | スポーツを通じて健康増進、地域及び市民間の融和が図れている。今後の課題として、時代の動向、必要性に応じた事業展開(スポーツ大会等)を企画する必要がある。  | 3    | 日常生活において、スポーツ活動は幅広い世代にわたって健康の維持増進、コミュニケーションを図ることができるので継続。  | 市主催各種スポーツ大会への市民の参加率を30%とする。  |          | スポーツ振興課 |
| 1          | (4)  | 9    |         | スポーツ活動の充実     | ↓  | 市主催各種スポーツ大会への市民の参加率     | %    |      | 19.02  | 24.81  | 24.84          | ↓          | ↓   | ↓    | ↓  | ↓                            |          | スポーツ振興課 |
| 1          | (4)  | 10   |         | こどもまつりの実施     | 「青少年のための古河市民会議」の主催により、ボランティア団体や学校等の協力を得て、模擬店・展示コーナー等の各種ブースを設けたりステージ発表などのイベントを開催し、子どもたちの社会参加を促進する。  | 参加団体数                   | 団体   | 22   | 29     | 中止     | 21             | 5          | ゴールデンウィーク前半の土曜に3地区会場持ち回りで実施。まつり自体は、古河市全体として開催しているが、各地区からの出展を募る形を取っている。開催日に関して学校事業等との調整に課中国三河市との交流は平成7年の旧総和町から続いており、訪問中学生数は述べ173人、受け入れ中学生数は述べ155人に上る。平成22年度以降は、尖閣諸島問題や東日本大震災等の影響により交流が途絶えていた。25年度に成人のみの訪問がなされ交流が再開されたが、中学生による教育交流は未だ復活していない。国家間の関係や中国国内の事情もあ | 3    | 引き続き、開催場所は持ち回りで実施する。   |                              | 生涯学習課    |         |
| 1          | (4)  | 11   |         | 国際教育交流の推進     | 異国の生活(ホームステイ)を体験することで、その国の歴史や文化にふれ、人々と交流することにより国際交流を促進すると共に、国際性豊かな人材を育てる。  | 三河市訪問中学生数               | 人    | 0    | 0      | 0      | 0              | 2          |   | 5    | 子ども・子育て支援法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)で定める内容にそぐわないとの判断から。  | なし                           |          | 企画課     |
| 1          | (4)  | 11   |         | 国際教育交流の推進     | ↓  | 古河市受入れ三河市中学生数           | 人    | 16   | 0      | 0      | 0              | ↓          | ↓   | ↓    | ↓  | ↓                            |          | 企画課     |
| 1          | (4)  | 12   |         | 青少年のための科学の祭典  | 子どもたちが楽しみながら多様な科学の実体験を通じ、科学に対する関心を高め、科学する心を育み、次代を担う青少年の育成を図る。実行委員及び運営委員会が主体となって、市内小中学校をはじめ、市外からも多くの一般・企業・大学が出展し、一般市民や児童生徒が創造性あふれる実験・工作を体験できる貴重な機会づくりを提 | 出展テーマ数                  | テーマ  |      | 64     | 64     | 65             | 5          | 11月の第2土曜日に中央運動公園体育館を会場に実施。出展テーマのマンネリ化を防ぐことが、例年の課題となっている。また、会場の収容も限界に来ており、スペースの確保も課題となっている。  | 3    | 引き続き、青少年が触れ合う機会を提供し、健全育成に努めていく。  |                              | 生涯学習課    |         |
| 1          | (4)  | 12   |         | 青少年のための科学の祭典  | ↓  | 市内小中学校参加率               | %    | 100  | 100    | 100    | 100            | ↓          | ↓   | ↓    | ↓  | ↓                            |          | 生涯学習課   |
| 1          | (4)  | 13   |         | 科学大好きスタンプラリー  | 博物館等の自然科学施設をめぐるスタンプラリーを通じて、科学的な体験活動を行い、科学する喜びを味わいながら科学への興味や関心を高める。集めたスタンプの数により、賞状等を授与し、おはなし会、朗読会、人形劇、映画会、おりがみ教室等を実施し、子供から大人までの図書館利用を促進する。11月に2日間開催。    |                         |      |      |        |        |                | 4          | 県事業。平成23年度で事業終了。  | 5    |  |                              | 指導課      |         |
| 1          | (4)  | 14   |         | 図書館資料館まつり     |  |                         |      |      |        |        |                | 4          | 本イベントを開催するに当たってのスタッフの確保。  | 3    | 現状維持。  |                              | 三和図書館資料館 |         |
| 1          | (4)  | 15   |         | わたらせ水辺の楽校推進事業 | 水辺を利用して、子どもたちが自然及び水辺の生き物と触れ合い学習する場として、また市民の憩い、癒しの場として広く活用する。   | 小学生を対象とした自然体験イベント年間開催件数 | 回    |      | 2      | 4      | 4              | 5          | 小学生を対象とした自然体験イベントを、年4回程度実施しており、参加者には好評である。また、市民に対しては憩いの場、癒しの場として開放している。   | 3    | 自然体験イベントに参加した小学生からは、渡良瀬川付近に生息する植物、魚、鳥等の名前を覚えるなどして、自然に親しむことができたとの声が多く聞かれた。今後も河川や自然に親しむ体験学習を実施していく | 平成23年度の事業は、震災の影響により回数を減らして実施 | 生涯学習課    |         |
| 1          | (4)  | 15   |         | わたらせ水辺の楽校推進事業 | ↓  | 参加者数(年間の参加延べ人数)         | 人    |      | 76     | 264    | 236            | ↓          | ↓   | ↓    | ↓  | ↓                            | 生涯学習課    |         |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名            | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移               |      |      |      |         | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |         | ↓ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外                  |  | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課   |               |                          |
|------------|------|------|---------|----------------|--|-----------------------|------|------|------|---------|--------------------------------------|---------|--|--|---|---|---|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                |  | 項目                    | (単位) | 21年度 | 22年度 | 23年度    | 24年度                                 | 25年度    | 実施状況の5段階評価   | 事業実施の現状と課題   |   |   |   | 今後の展開(27～31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 1          | (4)  | 16   |         | 親子ふれあい教室の実施    | 小学校の親子対象。日頃から共働きなどでなかなかできない親子での楽しい協働作業を通して親子の触れ合いを図る。  |                       |      |      |      |         |                                      | 1       | H23年度より公民館講座に移行したため現在生涯学習では事業未実施                       | 5  | H23年度より公民館講座に移行したため廃止とした。   | H23年度より公民館講座に移行したため廃止とした。<br>なお、廃止してからも市内各小中学校で組織する家庭教育学級の活動の中で、親子で実施する講座 | 生涯学習課   |               |                          |
| 1          | (4)  | 17   |         | 子どもを対象とした講座の充実 | 定期講座に子どもの創造性や好奇心を養うための講座を実施する。また、公民館を中心に、親子のふれあいの場として環境づくりに取り組む。<br><現況><br>H25年度前期講座 東公民館 親子 7組<br>後期講座 ユーセンター総和 親子16組            |                       |      |      |      |         |                                      | 4       | 親子対象の講座を企画しても、申込者少数により開催できないことが多い(H25年度は4講座企画して2講座開催)。 | 3  | 今後も継続して、親子で参加できる講座を実施していく。  |   | 施設管理課   |               |                          |
| 1          | (4)  | 18   |         | 校庭開放等学校施設の活用   | 学校施設(学校体育施設)を利用するために登録された10人以上のスポーツ団体が、市内小学校23校、中学校6校を利用し、継続的にスポーツができるように開放している。   | 延べ利用者数                | 人    |      |      | 352,622 | 326,514                              | 350,664 | 4  | 利用者数も増加し、利用要望は今後も増加することが予想される。(使用料が有料公園施設と比較して安価であり、地域に密着している。)また、施設が老朽化しているため改修の必要がある。  | 3   | スポーツ活動の一点とし有効活用されているので、今後も継続していく必要がある。                                    | 校庭開放等学校施設稼働率  | スポーツ振興課       |                          |
| 1          | (4)  | 18   |         | 校庭開放等学校施設の活用   | ↓  | 登録団体数                 | 団体   |      |      |         |                                      | 313     | 347  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | スポーツ振興課                  |
| 1          | (4)  | 19   |         | スポーツ少年団活動の支援   | 児童・生徒がスポーツ少年団の活動を通して、地域的な交流機会が得られるとともに、体力の向上、青少年の健全な育成を図る。   | スポーツ少年団団員数            | 人    |      |      | 73      | 76                                   | 75      | 3  | 近年ではテレビゲームやインターネットなどのさまざまな情報メディアの普及により、室内の遊びが進行し、戸外で体を動かす機会が減少している。また、スポーツ少年団への加入も減少傾向にある。今後、地域における子どもたちのスポーツ活動の奨励とスポーツ団体などの育成に努めなければならない。 | 3   | 子どもたちのスポーツ活動の場として寄与するため、今後も団体活動の支援する必要がある。                                | ・市内児童数に対するスポーツ少年団の加入割合を25%の目標値とする。                        | スポーツ振興課       |                          |
| 1          | (4)  | 19   |         | スポーツ少年団活動の支援   | ↓  | スポーツ少年団団員数            | 人    |      |      | 1,774   | 1,758                                | 1,577   | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | スポーツ振興課                  |
| 1          | (4)  | 19   |         | スポーツ少年団活動の支援   | ↓  | 市内児童数に対するスポーツ少年団の加入割合 | %    |      |      | 22.7    | 23.3                                 | 20.9    | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | スポーツ振興課                  |
| 1          | (4)  | 20   |         | 中学生卒業記念篆刻作品制作  | 目的:古河市の特色である篆刻文化の継承および普及促進を図るとともに、漢字に対する理解を深める。<br>対象:古河地域の全中学校9校、3年生<br>内容:中学校に篆刻指導者を派遣し、授業の一                                     | 参加校数                  | 校    |      |      | 8       | 7                                    | 8       | 4  | 市域の中学校全校9校のうち8校が参加し、H25年度は境特別支援学校の中学部3年生も参加している。篆刻指導者には篆刻の自主グループ「桃城印会」の方々にご協力をいただいているが、高   | 3   | 1校のみ協力を得られていないが、古河市独自の事業であり来館者からも好評である。また博物館運営協議会でも事業継続を要請されている。          | 市域の中学校全校の参加   | 文化課・篆刻美術館     |                          |
| 1          | (4)  | 20   |         | 中学生卒業記念篆刻作品制作  | ↓  | 参加者数                  | 人    |      |      | 1,151   | 942                                  | 1,080   | 1,074  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | 文化課・篆刻美術館                |
| 1          | (4)  | 21   |         | 地元民俗芸能の継承      | 市が補助している民俗芸能保存団体が、定期的に子どもたちへ指導・普及活動を実施する。  |                       |      |      |      |         |                                      |         |  | 4  | 女沼ささら(古河市指定無形民俗文化財)保存会の会員が指導者となり、下辺見小学校において児童に教授し、その成果をお祭りなどで披露している。小学校を卒業した後もささらを続ける子どもたちが少なく、保存会の後継者不足が | 3   | 今後もこれまでどおり実施していく。   |               | 文化課                      |
| 1          | (4)  | 22   |         | 小学生古文字書道展      | 目的:現在の漢字のもととなる古文字(篆書体)に親しむことにより、文字の成り立ちなど漢字に対する興味を喚起する。<br>対象:古河地域の全小学校23校、3年生から6年生<br>内容:学年ごとに複数の課題文字を設定し、毛筆による書作品を制作して篆刻美術館・三和資料 | 参加校数                  | 校    |      |      | 23      | 23                                   | 23      | 23   | 5  | 市域の小学校全校の協力のもとに事業を実施しており、書道教育という観点からも注目されている。   | 3   | 毎年市域の小学校全校が参加しており、古河市独自の事業でもある。また博物館運営協議会からも事業を高く評価されている。 | 市域の小学校全校の参加   | 文化課・篆刻美術館                |
| 1          | (4)  | 22   |         | 小学生古文字書道展      | ↓  | 参加者数                  | 人    |      |      | 5275    | 5191                                 | 5153    | 5144   | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | 文化課・篆刻美術館                |
| 1          | (5)  | 1    |         | 保育所地域活動事業の推進   | 保育所地域活動事業の内、世代間交流事業、異年齢児交流等事業、育児講座、育児と仕事の両立支援等の事業を私立保育園が取り組む場合   | 世代間交流等事業              | 力所   |      |      | 9       | 9                                    | 9       | 9  | 3  | 核家族が増える中で、地域とのつながりを密にした世代を超えての交流は今後重要なものとなる。  | 4   | 育児講座・育児と仕事両立支援事業は廃止。                                      |               | 子育て対策課                   |
| 1          | (5)  | 1    |         | 保育所地域活動事業の推進   | ↓  | 異年齢児交流事業              | 力所   |      |      | 4       | 5                                    | 5       | 5  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | 子育て対策課                   |
| 1          | (5)  | 1    |         | 保育所地域活動事業の推進   | ↓  | 育児講座・育児と仕事両立支援事業      | 力所   |      |      | 1       | 1                                    |         | 2  | 3  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓             | 子育て対策課                   |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名               | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移        |      |         |         |         | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |         | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外       |  | 事業の評価指標と目標値                               | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)                            | 担当課    |               |
|------------|------|------|---------|-------------------|---|----------------|------|---------|---------|---------|--------------------------------------|---------|---|--|---|--|--------|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                   |   | 項目             | (単位) | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 24年度                                 | 25年度    | 実施状況の5段階評価                                  | 事業実施の現状と課題   |   |  |        | 今後の展開(27~31年) |
| 1          | (5)  | 2    |         | 敬老参観              | 高齢者を敬う気持ちを養うため、保育所で入所児童の祖父母を招待して敬老参観を実施する。  | 実施施設数<br>公立保育所 | 施設   |         | 3       | 3       | 3                                    | 3       | 4   | 敬老参観としての祖父母に限った行事を実施している施設が減少傾向にあります。理由としては、参加者数の低下、祖父母が出席できない保護者からの意見等があったためによるものです。未実施の施設については、持ち帰ってプレゼントできるようにプレゼント制作の実施や、別行事に父母だけでなく祖父母も一緒に参加できるようにしています。また、老人施設訪問等を行っている園も                  | 3   | 引き続き事業を実施し、今後の状況を見ていく必要があると思われる。                 |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 2    |         | 敬老参観              | ↓   | 実施施設数<br>民間保育園 | 施設   |         | 6       | 4       | 3                                    | 3       | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 2    |         | 敬老参観              | ↓   | 実施施設数<br>合計    | 施設   |         | 9       | 7       | 6                                    | 6       | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 3    |         | 幼児と小学校児童との交流      | 年齢の異なる児童との交流を通して豊かな感性や好奇心、思考力を養うため、保育所と小学校との相互理解や連携を促進する。   | 実施施設数<br>公立保育所 | 施設   |         | 0       | 0       | 0                                    | 0       | 3   | 民間保育園での実施率は高いが、公立保育所での実施施設がないため、実施について今後検討していく必要があります。   | 3   | 保育所と小学校との連携のため、今後も引き続き継続していく必要がある事業です。           |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 3    |         | 幼児と小学校児童との交流      | ↓   | 実施施設数<br>民間保育園 | 施設   |         | 10      | 10      | 10                                   | 10      | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 3    |         | 幼児と小学校児童との交流      | ↓   | 実施施設数<br>合計    | 施設   |         | 10      | 10      | 10                                   | 10      | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 子育て対策課        |
| 1          | (5)  | 4    |         | 世代間交流事業の推進        | 保育所入所児童が老人福祉施設慰問等をし、交流を図る。核家族が増える中で地域とのつながりを密にした世代を超えての交流。<br>市ホームページトップに子育て応援サイト「ママフレ」の外部リンクを張り、古河市の子育てに関する情報を提供し、子育て支援を推進する。サイト内協賛企業の広告収入があるため、市の費用負担 | 実施力所数          | カ所   | 9       | 9       | 9       | 9                                    | 3       | 世代間交流は、児童の社会性を培い規範意識を形成するうえで、大変重要な役割を担っている。 | 3  | 世代間交流を目的とした行事や取り組みを通じて子どもと大人が気軽に交流できる機会の充 |  | 子育て対策課 |               |
| 1          |      |      | 1       | 古河市子育て応援サイト「ママフレ」 | ↓   | アクセス数(2月)      |      |         |         |         | 146                                  | 4       | チラシを関連窓口に設置または配布し、周知に努めている。今後は内容の充実と周知に努める。 | 2  | 内容の充実と周知に努めている。                           |  | 子育て対策課 |               |
| 1          |      |      | 1       | 古河市子育て応援サイト「ママフレ」 | ↓   | アクセス数(3月)      |      |         |         |         | 2567                                 | ↓       | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 子育て対策課        |
| 2          | (1)  | 1    |         | 妊産婦医療福祉費支給制度(マル福) | 母子健康手帳を交付された妊産婦に、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要と認められた疾病に限り、医療費の自己負担金を助成する制度。  | 受給者数           | 人    | 144     | 132     | 679     | 713                                  | 674     | 4   | 県補助事業であり、負担割合は県・市1/2。  | 3   | すべての妊産婦が安心して妊娠・出産するために、今後も継続していく必要がある。           |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 1    |         | 妊産婦医療福祉費支給制度(マル福) | ↓   | 支給金額           | 千円   | 23,221  | 14,768  | 20,633  | 26,739                               | 26,270  | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 2    |         | 乳幼児医療福祉費支給制度(マル福) | 0歳から小学校3年生までの小児に対し、医療費の自己負担金を助成する制度。<br>※制度で定める所得制限額がある。  | 受給者数           | 人    | 7,380   | 10,513  | 10,578  | 10,362                               | 10,210  | 4   | 県補助事業であり、負担割合は県・市1/2。<br>平成26年10月1日より、外来:小学校6年生まで、入院:中学校3年生までに   | 3   | 少子化対策は喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担を軽減するためにも、継続していく必要がある。 |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 2    |         | 乳幼児医療福祉費支給制度(マル福) | ↓   | 支給金額           | 千円   | 136,476 | 166,213 | 202,791 | 217,135                              | 198,461 | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 3    |         | 医療費助成制度(市単独事業)    | 0歳から小学校3年生までの小児及び妊産婦のうち、県制度(マル福)の所得制限額を超過している者または小学校4年生から中学校3年生までの子どもに対し、医療費の自己負担金を助成   | 受給者数           | 人    | 8,010   | 9,507   | 9,244   | 9,250                                | 8,082   | 4   | 平成26年10月1日より、18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(高校生相当)に拡大。  | 3   | 少子化対策は喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担を軽減するためにも、継続していく必要がある。 |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 3    |         | 医療費助成制度(市単独事業)    | ↓   | 支給金額           | 千円   | 101,650 | 130,692 | 120,655 | 128,413                              | 124,750 | ↓   | ↓  | ↓   | ↓  |        | 国保年金課         |
| 2          | (1)  | 4    |         | 母子健康手帳の交付         | 妊娠・出産及び育児に関する母子の一貫した健康記録であるとともに、妊産婦、乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を市内に住所を有し、かつ妊娠届出をした者に対し、交付する。   | 母子健康手帳交付者数     | 人    | 1245    | 1138    | 1133    | 1163                                 | 1140    | 5   | 母子の健康のために、早期届出の必要性を呼びかけており、早期届出は90%以上になっている。現在、健康づくり課と国保年金課(室)で母子手帳を交付しており、保健師の在籍しない国保年金課(室)での母子手帳の交付が増えている。ハイリスク妊婦を早期に発見するために、若年・高齢などのハイリスク要因のある妊婦は健康づくり課に連絡をしてもらっている。ハイリスク妊婦の方へは地区担当の保健師からすべての | 3   | 母子の健康のためにも、早期届出の重要性を周知し、妊娠前から切れ目のない支援を行っていく。     |        | 健康づくり課        |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名              | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移                   |      |       |       |       | 1 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |       | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課   |               |                          |
|------------|------|------|---------|------------------|--|---------------------------|------|-------|-------|-------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|---|---|---|---|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                  |  | 項目                        | (単位) | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度                                 | 25年度  | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |   |   |   | 今後の展開(27～31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | 接種を受けた個人に免疫をつけることにより、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図る。   | ヒブ(インフルエンザ菌b型)初回接種(1回目)   | 人    |       |       |       |                                      | 1,113 | 5                                     |   | 接種開始年齢、対象者、接種回数、間隔等がワクチンにより異なるため、誤接種の報告が医療機関からあり、いかに誤接種を防ぐかが課題  | 2   | ・小児用インフルエンザ予防接種の助成の検討<br>・水痘の定期接種化  |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 小児用肺炎球菌初回接種(1回目)          | 人    |       |       |       |                                      | 1,118 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | BCG(結核)                   | 人    | 1,179 | 1,180 | 1,059 | 1,021                                | 899   | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 四種混合 初回接種(1回目)            | 人    |       |       |       | 374                                  | 1,060 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 三種混合 1期追加                 | 人    | 1,102 | 1,223 | 1,181 | 1,112                                | 1,088 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 不活化ポリオ(小児まひ) 初回接種(1回目)    | 人    |       |       |       | 657                                  | 108   | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | MR(麻しん風しん混合) 1期           | 人    | 1,130 | 1,139 | 1,149 | 1,090                                | 1,051 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | MR(麻しん風しん混合) 2期           | 人    | 1,201 | 1,236 | 1,156 | 1,101                                | 1,125 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 日本脳炎 初回接種(1回目)            | 人    | 405   | 1,780 | 2,513 | 2,061                                | 1,531 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 5    |         | 予防接種             | ↓  | 二種混合(ジフテリア・破傷風) 初回接種(1回目) | 人    | 1,387 | 1,341 | 1,272 | 1,338                                | 936   | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | 目的:発育や発達状況を確認し、疾病を早期発見することで、適切な指導・早期治療につなげ、乳幼児の健康保持や推進を図っている。<br>対象:3か月児健診は3～6か月未満の乳児、1歳6か月児健診は1歳6か月～2歳未満の幼児、3歳児健診は3～4歳の幼児<br>内容:集団健康診査                        | 3か月児健診受診者数                | 人    | 1,149 | 1,102 | 1,055 | 1,048                                | 1,082 | 4                                     | 健康診査にて、月齢に応じた発育・発達の確認を行い、疾病を早期発見し適切な早期指導・早期治療を図っている。対象月の未受診者には電話や訪問で受診勧奨を行う。未受診者には電話や家庭訪問により児の状況や養育環境の確認をし、適切な指導を行っている。健診では発育や発達、育児等に関する相談が増えていることから、必要に応じて健診後に電話や訪問等で親の育児支援を行っている。健診受診率が横ばいのため、必要性を周知しながら受診勧奨を行っていく。また、乳幼児の健康の保持増進や親の育 | 3   | 現状の回数を維持しながら、より良い内容について検討していく。  |   | 健康づくり課        |                          |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | ↓  | 3か月児健診受診率                 | %    | 98.2  | 95.7  | 95.4  | 95.6                                 | 98.2  | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | ↓  | 1歳6か月児健診受診者数              | 人    | 1,180 | 1,167 | 1,122 | 1,085                                | 1,003 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | ↓  | 1歳6か月児健診受診率               | %    | 94.6  | 95.4  | 94.4  | 94.1                                 | 94.9  | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | ↓  | 3歳児健診受診者数                 | 人    | 1,139 | 1,141 | 1,179 | 1,157                                | 1,135 | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 6    |         | 乳幼児健診            | ↓  | 3歳児健診受診率                  | %    | 92.8  | 91.6  | 94    | 93.2                                 | 97    | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 7    |         | 乳児一般健康診査受診券の交付   | 市内に住所を有し、受診票交付申請書を提出した者に対し、委託医療機関で9～11か月の乳児健康診査を公費負担で受診できる受診票の交付   | 乳児健康診査交付件数                | 人    | 1,403 | 1,215 | 1,245 | 1,331                                | 1,269 |                                       |   | 妊娠届出時に、妊婦健康診査受診券と一緒に交付している。また、該当月齢の乳児の転入時や3～4か月児健康診査等で9～11か月児健康診査を周知しているが受診率は横ばいである。受診率向上のために周知方法をさらに検討 | 3   | 受診率がさらに向上するように周知方法を検討していく。  |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 7    |         | 乳児一般健康診査受診券の交付   | ↓  | 乳児健康診査受診者数                | 人    | 728   | 667   | 726   | 721                                  | 756   | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 7    |         | 乳児一般健康診査受診券の交付   | ↓  | 乳児健康診査受診率                 | %    | 51.9  | 54.9  | 58.3  | 54.2                                 | 59.6  | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 8    |         | 発達二次スクリーニング→発達相談 | 目的:乳幼児健診や各種相談後の発達の遅れや偏りがみられる乳幼児に対して、早期からの療育や適切な育.....児が行われるように相談、支援を行う。<br>内容:専門スタッフ(作業療法士・言語聴覚士・理学療法士・心理相談員・保健師)による指導・相談を行い、必...必要に応じて、医療機関、療育機関、親子教室への紹介を行う。 | 発達相談                      | 人    | 301   | 344   | 285   | 397                                  | 324   | 4                                     | 3歳児健診時未就園の場合、家では特に心配がなかったが、集団生活に入ってから問題がでてくる場合が多く保育園や幼稚園からの相談が多くなってきている。、限られた時間の中で、それぞれの保護者の考えに寄り添いながら相談を行うと、1日の相談件数が4件が限界であり、予約待ちが長くなってきている。また、相談後、受け入れ機関の数にも限りある為、相談後のフォローも大切に  | 3   | 今後、ますます必要性の高い事業になると思われるが、拡充するにはスタッフの確保の問題がある。現状を維持しつつ、担当スタッフ、関係機関との連携を密にし、保護者の意向に沿った相談をしていく必要がある。 | 担当スタッフが考える方向性と、保護者の考えが一致して、対象児にとって良い支援が受けられる。                                       |               | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 9    |         | 小児生活習慣病健診        | 小児生活習慣病予防健診は、動脈硬化の進行により、将来起こり得る心筋梗塞や脳梗塞を予防するため、動脈硬化の危険因子をスクリーニングして、危険性を本人に自覚させ、食事や運動を中心として日常生活上での問題点を改善するように指導し、健康教育として実施している。                                 | 小児生活習慣病健診者数 小学校           | 人    | 1288  | 1370  | 1342  | 1256                                 | 1258  | 4                                     | 小児期から不規則な食生活や運動不足などにより肥満、高脂血症、糖尿病などが増えているので、正しい生活習慣が必要である。  | 3   | 小児生活習慣病の改善の為、健診による発見とスクリーニングによる本人への自覚をうながす必要があるため、本事業を継続して行う必要がある。                                | 事業としては、必要なものであり目標としては小児生活習慣病の児童・生徒がなくなることでありますが、社会情勢、家庭環境から難しい面もありますので、少しでも減らしていくよう |               | 教育総務課学校給食保健課             |
| 2          | (1)  | 9    |         | 小児生活習慣病健診        | ↓  | 小児生活習慣病健診者数 中学            | 人    | 1336  | 1351  | 1314  | 1186                                 | 1185  | ↓                                     | ↓   | ↓   | ↓   |   |               | 教育総務課学校給食保健課             |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名            | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移            |        |          |          |           | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |          | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課    |               |
|------------|------|------|---------|----------------|---|--------------------|--------|----------|----------|-----------|--------------------------------------|----------|---------------------------------------|---|-------------|--|--------|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                |   | 項目                 | (単位)   | 21年度     | 22年度     | 23年度      | 24年度                                 | 25年度     | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |             |  |        | 今後の展開(27～31年) |
| 2          | (1)  | 10   |         | 虫歯予防の啓発        | 健康な歯を作るためには、乳幼児期から口の中の健康を保ち、虫歯を予防することが大切である。乳幼児健診での歯科検診の実施と健診会場において、正しい歯のみがき方、おやつとの与え方などについて虫歯予防のための教育を実施。      | 1歳6か月児 虫歯の保有率      | %      | 2.24     | 2.49     | 2.85      | 1.47                                 | 3.09     | 4                                     | 1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率は、それぞれ94.9%、97.0%と高いため、集団健診、虫歯予防のための集団指導は有効である。また、虫歯の多い児の親については個別相談にて、歯科医院への受診勧奨、おやつとの与え方、歯磨きの大切さなどを指導している。しかし、3歳児の虫歯保有率は減少傾向が見られるが、1歳6か月児の虫歯保有率については、増加傾向が見られた。そのため、今後、歯が生え始める前の時期から、虫歯予防の指導を行う。 | 3           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 10   |         | 虫歯予防の啓発        | ↓   | 3歳児 虫歯の保有率         | %      | 26.25    | 21.83    | 21.54     | 15.56                                | 15.16    | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 11   |         | 妊婦一般健康診査(医療機関) | 妊婦届出、転入時に妊婦健康診査受診票を配布、公費負担の受診票により、妊婦の経済的負担の軽減を図り委託医療機関で14回までの妊婦健診を受けることができる。また、すべての妊婦に対し公平にサービスが使えるように償還払       | 交付枚数               | 枚      |          | 16,126   | 16,342    | 17,267                               | 16,641   | 4                                     | 安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援をしていく。早期に妊婦届出が出されるよう、引き続きPRを行っていく。   | 3           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 12   |         | 妊産婦健康相談        | 妊産婦の妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、妊娠時期を健康に過ごし、安心して出産・育児に臨むことができるようにすることを目的として、保健婦や栄養士が、妊産婦の健康全般についての相談(随時の面接や訪問、電話等)に応じている。 | 面接相談(妊婦)           | 実/延(人) | 774/780  | 550/550  | 345/351   | 670/670                              | 506/506  | 4                                     | 妊婦届出時、必ずしも保健師等の専門職が面接し、相談するとは限らないが、市民の利便性を考慮し、市内4か所(担当課及び保険年金課(保険窓口室))で母子健康手帳を交付している。そのため、ハイリスク妊産婦の把握が難しくなっており、早期に細やかな支援をしていくためにも、悩みを相談しやすい体制づくりが課題である。   | 3           | 母子健康手帳交付時に専門職の面接が実施できない点については、届出時にアンケートの記入をしていただき、後日、支援の必要な妊産婦については、専門職から電話や訪問でのアプローチを実施する。妊産婦の状況を早期に把握し、若年妊婦や妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等のハイリスク妊産婦に対しての、妊娠期からの |        | 健康づくり課        |
| 2          | (1)  | 12   |         | 妊産婦健康相談        | ↓   | 面接相談(産婦)           | 〃      | 75/98    | 70/87    | 67/77     | 36/54                                | 34/34    | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 12   |         | 妊産婦健康相談        | ↓   | 電話相談(妊婦)           | 〃      | 112/117  | 98/99    | 98/118    | 87/99                                | 168/176  | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 12   |         | 妊産婦健康相談        | ↓   | 電話相談(産婦)           | 〃      | 41/61    | 111/111  | 115/130   | 89/117                               | 190/205  | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 13   |         | マタニティスクール      | 目的:妊娠・出産を安心して迎え、産後の育児に役立つ準備教育とするとともに母親同士の親睦を深め、交友関係の礎とする。<br>対象:妊婦届出をした受講希望者。<br>内容:年5回コース、1コース3回。              | 受講者数(実人数/延人数)      | 実/延(人) | 115/230  | 112/241  | 81/176    | 84/202                               | 88/195   | 4                                     | 正しい知識の普及に加え、母親同士の親睦を深めることを目的として実施している。継続して受講する人も多く、これからの育児を行っていく友達づくりの場ともなっている。また、助産師による妊婦体操やよい母乳を出すための実技、先輩ママとの交流は、今後の生活を考える機会となっており好評である。   | 3           | 妊娠・出産を安心して迎え、産後の育児に役立つ準備教育とともに母親同士の親睦を深められるよう、今後も内容を検討しながら、継続して実施していく。   |        | 健康づくり課        |
| 2          | (1)  | 13   |         | マタニティスクール      | ↓   | 延人数の内訳(初産/経産)      | 実/延(人) | 202/28   | 202/39   | 139/37    | 163/39                               | 176/19   | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 14   |         | 離乳食指導          | 生後4～5か月(初期)、9～11か月(後期)の乳児とその保護者を対象に、離乳食の基本についての講話、作り方や試食、個別相談を実施。離乳食をすすめる際の注意点、月齢に適した離乳食の与え方について指導。             | 参加者数               | 人      |          | 330      | 400       | 481                                  | 486      | 4                                     | 個別相談をすることにより、参加者の不安や疑問が解決できている。実際に試食することにより、固さや量などを確認できるので好評である。また、母親同志の交流を深める場にもなっている。   | 3           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 15   |         | 乳幼児健康相談        | 対象:乳幼児とその保護者。目的:安心して育児ができるよう支援し、すこやかな発育・発達を促す。内容:身体計測、育児相談、栄養相談。  | 利用者数 実人員/延人員       | 人      | 876/2692 | 836/2782 | 885/2,098 | 820/2158                             | 782/2192 | 4                                     | ・予約がいらず、計測や相談ができる身近な機会となっている。保護者同士の集いの場としての利用も多い。人数が多い時には、待ち時間が長くなってし   | 3           | 今後も保護者が相談しやすい機会としていくため、現状の実施回数を維持していく。   |        | 健康づくり課        |
| 2          | (1)  | 16   |         | いちごクラブ         | 目的:楽しい育児ができるよう母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する。<br>対象:マタニティスクールを受講した母と子<br>内容:年5回、1コース1回                                    | 実施回数               | 回      | 6        | 6        | 5         | 5                                    | 5        | 4                                     | マタニティスクールの同窓会として、母親同士の交流の場となり、育児を軽減する機会となっている。  | 3           | 事業への参加が仲間づくりとその後育児を前向きに取組めるよう今後も内容を検討しながら、継続して実施していく。  |        | 健康づくり課        |
| 2          | (1)  | 16   |         | いちごクラブ         | ↓   | 参加者数(母・子)(実人数/延人数) | 実/延(人) | 114/114  | 106/106  | 74/74     | 87/87                                | 98/98    | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 16   |         | いちごクラブ         | ↓   | 参加者数(母)(実人数/延人数)   | 実/延(人) | 57/57    | 53/53    | 37/37     | 43/43                                | 49/49    | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 16   |         | いちごクラブ         | ↓   | 参加者数(子)(実人数/延人数)   | 実/延(人) | 57/57    | 53/53    | 37/37     | 44/44                                | 49/49    | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 17   |         | 両親学級           | 目的:生命が宿った時から、子どもを産み育てるための家庭の中での父親の役割について考える機会をもつとともに、夫婦の絆を強め共に子育てをするという認識を高める。<br>対象:妊婦届出をした夫婦の受講希望者<br>内容:年6回  | 受講者数               | 人      | 228      | 269      | 212       | 231                                  | 185      | 4                                     | 夫婦での参加が多く、専門講師による講話、沐浴実習、お父さんの妊婦体験などを通し、父親の役割や夫婦で育児をしていくという姿勢が参加者の感想からもうかがえる。妊婦へ歯科保健に関する取り組みについて内容を検討し、実施していくことが必要。   | 3           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 17   |         | 両親学級           | ↓   | (受講者数の内訳)父         | 人      | 111      | 130      | 106       | 111                                  | 89       | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 17   |         | 両親学級           | ↓   | (受講者数の内訳)母         | 人      | 114      | 136      | 106       | 113                                  | 94       | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |
| 2          | (1)  | 17   |         | 両親学級           | ↓   | (受講者数の内訳)その他       | 人      | 3        | 3        | 0         | 7                                    | 2        | ↓                                     | ↓   | ↓           |  | 健康づくり課 |               |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移                   |      |             |             |             | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |             | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外  |  | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課  |                               |                          |
|------------|------|------|---------|--------------------|---|---------------------------|------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------------|-------------|--|--|---|--|--|-------------------------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                    |   | 項目                        | (単位) | 21年度        | 22年度        | 23年度        | 24年度                                 | 25年度        | 実施状況の5段階評価   | 事業実施の現状と課題   |   |  |  | 今後の展開(27～31年)                 | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 2          | (1)  | 18   |         | 事故防止等の啓発           | 母子に対してパンフレット等を配布し、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発を行う。  |                           |      |             |             |             |                                      | 4           | 乳幼児健診や離乳食教室など母子が集まる場で、参加者全員に対してパンフレットを配布し、乳幼児健康相談・訪問時などにおいても随時、個別で保健師による情報提供を実施している。また、出生後早期の事故防止のため、妊娠時教育にて「ゆさぶられっこ症候群」「SIDS」について盛り込み、妊娠期より事故防止の意識を高めている。 | 3  | 月齢・年齢によっておこりやすい事故の種類は変化するため、妊娠期から乳児期・幼児期までの教育を今後も継続していく。                                |  | 健康づくり課   |                               |                          |
| 2          | (1)  | 19   |         | 規則正しい生活リズムの啓発      | 目的:乳幼児期から規則正しい生活リズムを確立する<br>対象:乳幼児<br>内容:乳幼児健診の間診票に就寝・起床時間の設問を設け、それをもとに個別指導を行う。また全員にパンフレット配布。就学時健診・食育講話、出前講座「大きな～れ」も実施している。 |                           |      |             |             |             |                                      | 4           | 乳幼児健診の間診票の設問に、就寝・起床時間を入れることで、保護者へ早寝早起きの動機づけを行っているが、親の生活スタイルに合わせた遅寝遅起きの子どもは、少なくなく、更に、保護者への意識づけが必要である。   | 3  | 乳幼児期からの生活習慣の乱れは、食生活の乱れにもつながり、発育発達に影響を及ぼしてくる。心とからだの健全な成長を促すために、今後も規則正しい生活リズムの必要性を周知していく。 | 食育推進基本計画(H24～26年度) 早寝早起きの時間(3歳児) H25実績 朝7時まで起きる 28.1%、夜9時までに寝る 17.6%、H26年度目標値 朝7時まで起きる 25.0%、夜9時までに寝 |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 20   |         | 健康づくり協力員事業         | 子育ての経験を活かした健康づくり協力員による、気軽に話せる相談者として育児相談や育児支援等を行う。   | 訪問活動                      | 件    | 183         | 182         | 132         | 145                                  | 159         | 4  | 平成26年度は協力員数133名。行政と住民とのパイプ役として2年任期で活動している。月1回の定例会、訪問活動(こんにちは赤ちゃん訪問)、乳幼児健康診査時の協力、広報活動(各種保健事業のPR)と幅広く活動している。訪問活動では、25年度の訪問実績は159件である。地域での子育て支援につながっており、今後も更なる活躍が望まれている。また、健康づくり協力員の活動周知が十分でないため、今後、活動をスムーズに展開するためにも、積極 | 3   | 地域での身近な相談者として、今後も行政と住民のパイプ役として2年任期で活動が望まれる。  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 20   |         | 健康づくり協力員事業         | ↓   | 乳幼児健診協力状況                 | 人    | 102         | 97          | 95          | 98                                   | 97          | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | 目的:妊産婦・乳幼児などの相談を行い、健康の保持・増進を図る<br>対象者:相談・助言を必要としている妊産婦・乳幼児など<br>内容:妊産婦・乳幼児などの健康相談・育児相談・栄養相談など                               | 妊婦(実人員/延人員)               |      | 112/117     | 98/99       | 98/118      | 87/99                                | 168/176     | 3  | 相談実績は経年的に横ばいであるが、子育てに自信がもてない母親が増えている印象を受けている。母親にとって気軽に相談できる身近な相談窓口でありたい。   | 3   | 今後も電話相談事業を通して子育てに関するアドバイスし、母親をサポートするとともに、母親が自立して楽しく子育てができるよう、相談・支援を行ってきたい。                           |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | ↓   | 産婦(実人員/延人員)               |      | 41/61       | 111/111     | 115/130     | 89/117                               | 190/205     | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | ↓   | 乳児(実人員/延人員)               |      | 521/561     | 535/570     | 455/535     | 257/374                              | 272/340     | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | ↓   | 幼児(実人員/延人員)               |      | 751/822     | 647/714     | 448/567     | 406/642                              | 371/524     | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | ↓   | その他(小学生や思春期など)            |      | 15/15       | 34/35       | 17/24       | 35/35                                | 3/3         | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 21   |         | 育児電話相談             | ↓   | 計                         |      | 1,440/1,576 | 1,425/1,529 | 1,133/1,374 | 874/1,267                            | 1,004/1,248 | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | 家庭訪問により、妊産婦・乳幼児等の健康相談、情報提供を行い、健康の保持増進を図る。   | 妊婦(実人員/延人員)               | 人    | 11/19       | 14/18       | 15/15       | 17/19                                | 25/38       | 4  | ・妊娠中から支援が必要と思われる家庭には訪問を行っている。・乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問している。国の目標である実施率100%に近づけるため、保健師、看護師、助産師による訪問と、第2子以降については、健康づくり協力員に依頼している。 幼児期においても、発達や育児の相談、健診の受診動  | 3   | 育児不安を抱える家庭や、養育状況に課題を抱える家庭は増加している。また課題の背景も複雑化しており、訪問により、直接保護者や子どもと会うことで、より適切な支援に繋がっていくことが必要である。       | ・乳児家庭全戸訪問は、国の目標値100%に近づけよう実施していく。・健診の未受診者の未把握者の減少。 | ・訪問数には、乳児家庭全戸訪問数及び養育支援訪問数を含む。 | 健康づくり課                   |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | ↓   | 産婦(実人員/延人員)               | 人    | 885/950     | 962/1,037   | 931/998     | 1,045/1,086                          | 1,064/1,111 | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | ↓   | 新生児(低体重児除く)(実人員/延人員)      | 人    | 146/153     | 117/125     | 75/79       | 100/106                              | 74/80       | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | ↓   | 乳児(実人員/延人員)               | 人    | 788/854     | 852/931     | 859/922     | 911/986                              | 990/1,069   | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | ↓   | 幼児(実人員/延人員)               | 人    | 349/441     | 303/381     | 303/396     | 369/495                              | 458/604     | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (1)  | 22   |         | 家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児) | ↓   | その他、不明不在                  | 人    | 19/29       | 87/91       | 155/196     | 199/231                              | 145/181     | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 健康づくり課                        |                          |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実           | 保育所調理師による献立会議を開催、栄養計算等をし、給食の充実を図る。衛生面に配慮し、さらに子どもたちの喜ぶおいしい給食を提供して行けるように努める。保護者参加による試食会や給食見本の提示など、保育所での食育指導を工夫                | 給食に関する満足度(回答「満足」のみ) 第一保育所 | %    |             | 82          | 69          | 83                                   | 79          | 4  | 毎月の献立会議や保育所での食育指導により、給食の満足度は年々上がっています。更に、入所児童及び保護者の方に満足してもらえる給食を提供できるよう努めていきます。  | 3   | 給食充実のため、今後も引き続き継続していく必要がある事業です。  |  | 子育て対策課                        |                          |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実           | ↓   | 第二保育所                     | %    |             | 78          | 66          | 70                                   | 71          | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 子育て対策課                        |                          |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実           | ↓   | 第三保育所                     | %    |             | 73          | 76          | 78                                   | 66          | ↓  | ↓  | ↓   | ↓  |  | 子育て対策課                        |                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名        | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入) | 事業実績の推移         |      |      |      |      | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |      | ↓ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課                  |               |
|------------|------|------|---------|------------|---------------------------|-----------------|------|------|------|------|--------------------------------------|------|---------------------------------------|---|-------------|--|----------------------|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |            |                           | 項目              | (単位) | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度                                 | 25年度 | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |             |  |                      | 今後の展開(27~31年) |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実   | ↓                         | 第四保育所           | %    |      | 77   | 70   | 78                                   | 92   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 子育て対策課        |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実   | ↓                         | 第五保育所           | %    |      | 81   | 84   | 77                                   | 89   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 子育て対策課        |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実   | ↓                         | 上辺見保育所          | %    |      | 74   | 77   | 72                                   | 67   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 子育て対策課        |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実   | ↓                         | 関戸保育所           | %    |      | 62   | 82   | 74                                   | 76   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 子育て対策課        |
| 2          | (2)  | 1    |         | 保育所給食の充実   | ↓                         | 保育所平均           | %    |      | 75   | 75   | 76                                   | 77   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 子育て対策課        |
| 2          | (2)  | 2    |         | 食生活改善推進員活動 | 食を通しての健康づくりの推進            | 食生活改善推進員数       | 人    | 148  | 134  | 127  | 127                                  | 124  | 4                                     | 平成26年度は会員69名。平成22年に支部制を廃止する予定であったが、改正していない。会員の高齢化や活動参加者の減少により、活動は年々縮小しているが事務局の負担が増加傾向にある。また、支部の定例会拠点についても定着していないため、今後は支部の統合や活動方法についての検討を図る。 | 4           | 支部制を廃止し統合することにより、組織の縮小となるが、統合後は会員の質の向上を目指し、再教育した上で事務局と一体化となる新たな組織体制をつくる。 | 平成27年支部制を廃止し、翌年統合する。 | 健康づくり課        |
| 2          | (2)  | 2    |         | 食生活改善推進員活動 | ↓                         | 食生活改善推進員定例会・研修会 | 回    | 89   | 72   | 51   | 42                                   | 39   | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓  |                      | 健康づくり課        |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名            | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入) | 事業実績の推移  |         |      |      |        | ↓5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |           | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |            | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など) | 担当課     |               |
|------------|------|------|---------|----------------|---------------------------|--|---------|------|------|--------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|-------------|-----------------------|---------|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                |                           | 項目   | (単位)    | 21年度 | 22年度 | 23年度   | 24年度                                | 25年度      | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題 |             |                       |         | 今後の展開(27~31年) |
| 2          | (2)  | 2    |         | 食生活改善推進員活動     | ↓                         | 食生活改善推進員定例会参加者   | 人(延)    | 1559 | 1481 | 1309   | 1167                                | 1099      | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 2    |         | 食生活改善推進員活動     | ↓                         | 地区伝達活動回  | 回       | 33   | 39   | 33     | 30                                  | 29        | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 2    |         | 食生活改善推進員活動     | ↓                         | 地区伝達活動受講者  | 人(延)    | 745  | 886  | 729    | 687                                 | 707       | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 3    |         | 就学時健診・食育講話     | ↓                         | 参加者数   | 人       |      | 0    | 1,156  | 1,194                               | 1,220     | 5                                     | ↓          | 3           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 4    |         | 「広報こが」による食育の啓発 | ↓                         | 食育特集   | 回       |      |      | 1      |                                     | 1         | 4                                     | ↓          | 3           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 4    |         | 「広報こが」による食育の啓発 | ↓                         | 健康百科   | 回       | 3    | 2    | 2      | 2                                   | 2         | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 4    |         | 「広報こが」による食育の啓発 | ↓                         | 今月の料理(食生活改善推進協議会)  | 回       | 12   | 12   | 12     | 12                                  | 12        | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 5    |         | ヘルスサポーター養成     | ↓                         |  |         |      |      |        |                                     |           | 1                                     |            | 5           |                       | 健康づくり課  |               |
| 2          | (2)  | 6    |         | 学校給食の充実        | ↓                         | 1. 学校給食施設の整備と衛生管理・効率的運営<br>①学校給食センターの整備・推進 ②自校給食の運営管理 ③給食施設の衛生管理の徹底 ④効率的な給食施設の運営<br>2. 食育や地産地消による学校給食の推進<br>①食育の推進 ②家庭や地域との連携 ③地元産品の活用 | 年間延べ給食数 | 食    |      |        | 1,207,172                           | 1,192,961 | 1,129,422                             | 3          | ↓           | 3                     | ↓       | 学校給食保健課       |
| 2          | (2)  | 6    |         | 学校給食の充実        | ↓                         | 年間給食事業費  | 千円      |      |      | 88,843 | 212,673                             | 1,515,007 | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 学校給食保健課 |               |
| 2          | (2)  | 6    |         | 学校給食の充実        | ↓                         | 一食当たりの給食事業費  | 円       |      |      | 359    | 365                                 | 375       | ↓                                     | ↓          | ↓           | ↓                     | 学校給食保健課 |               |
| 2          | (2)  | 7    |         | 学校における食育の推進    | ↓                         | 家庭・学校・地域と結びついた食育に関する指導法のあり方を研究する。研究指定校を設け、食育に関する研究を進める。栄養教諭を中心とした食育推進について研究を進める。   |         |      |      |        |                                     |           | 4                                     | ↓          | 3           | ↓                     | 指導課     |               |
| 2          | (2)  | 8    |         | 親子食育教室         | ↓                         | 食の大切さや楽しさを学び、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践できるよう、幼児期の子どもとその保護者を対象に、親子で一緒に食育遊びを実施。その後、幼児期に苦手な野菜を克服できるよう、野菜を使った料理を試食し、食事相談    | 参加人数    | 人    |      |        |                                     |           | 55                                    | 4          | ↓           | 3                     | ↓       | 健康づくり課        |
| 2          | (3)  | 1    |         | 学校禁煙教育の充実      | ↓                         | 小中学生を対象とした専門職による禁煙教育を開く。   |         |      |      |        |                                     |           | 4                                     | ↓          | 3           | ↓                     | 指導課     |               |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名            | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移       |         |         |         |         | 実施状況の<br>5段階評価 | 事業実施の現状と課題 | 今後の展開<br>(27～31年)   |   | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課    |                                     |
|------------|------|------|---------|----------------|--|---------------|---------|---------|---------|---------|----------------|------------|---|---|---|--|--------|-------------------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                |  | 項目            | (単位)    | 21年度    | 22年度    | 23年度    |                |            | 24年度  | 25年度  |   |  |        | 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | 目的:いのちの大切さを学ぶことにより、望まない妊娠の防止や、乳幼児虐待を防止する。<br>対象:学生<br>内容:市内中学校、依頼のあった高校における「いのちの教育」。胎児モデルや赤ちゃん人形などを使って、体験を交えながらの講話。「乳幼児ふれあい交流事業」「いのちの教育」と、子育ての実習。実際に乳幼児のお世話の体験。  | 小学校における教育     | (回 / 人) | 3 / 375 | 2 / 259 |         |                | 4          | 24年度以前は、学校における教育については、依頼があったところだけに行っていたが、中学生については、25年度から、市内中学校全学校と連携をし、実施している。また、教育の前後で行うアンケートで事業評価を行い、全体的には、教育の効果が認められる。さらに問題を抱えている生徒の個別支援を、学校と連携を取りながら、サポートできるようにしていきたい。「乳幼児ふれあい交流事業」は、事業は定着してきたが、中高生の参加人数にはらつきがあり、 | 3   | 以前から若年妊婦の多さについての課題はあったが、ここ2～3年問題を抱えた、若年妊婦がさらに増加している。また、育児不安を抱える母親の増加、児童虐待の増加など、子育てに関する課題が多く、中学生のころから、いのちの大切さについて考える機会は重要であり、今後も継続して実施していく必要があると考えられるため  | ・市内の中学校9校全校に実施できること<br>・教育の実施前後にするアンケートで、自己肯定感が高くなること              |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | ↓  | 中学校           | 〃       | 1 / 137 | 1 / 145 |         |                | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | ↓  | 高校            | 〃       |         |         |         | 2 / 1583       | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | ↓  | 専門学校          | 〃       |         | 1 / 17  | 1 / 18  | 1 / 25         | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | ↓  | 乳幼児ふれあい体験事業   | 〃       | 1 / 21  | 1 / 20  | 3 / 58  | 3 / 93         | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 2    |         | 思春期教育の実施       | ↓  | 合計            | 〃       | 5 / 533 | 5 / 441 | 4 / 76  | 8 / 2138       | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 3    |         | 心の相談           | 心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもり、アルコール依存などの心の健康相談を月1回、専門医、保健師により実施している。また、随時電話による相談(保健師)も実施している。必要に応じ、面接や訪問も実施している。   | 心の健康相談来所者数    |         | 15      | 17      | 20      | 24             | 3          | 思春期のみを対象にしている事業ではないため、思春期の相談実績は少ない。25年度の心の健康相談利用者としては、39歳以下は10件、そのうち10代の相談は2件となっている。30～40代の若い働き世代の相談が多くなっている。また、心の問題を抱えながら妊娠・出産・子育てをしている若い世代もあり、若い世代への介入は必要と思われる。現在、赤ちゃん訪問時に産後鬱の質問紙を実施し必要時は医療機関の紹介を                   | 3   | 県で実施している心の健康相談やひきこもり専門相談、電話相談事業等とも連携をはかり、市で実施している心の健康相談等について事業の周知をはかり事業を継続していく。子育て世代に対しては、赤ちゃん訪問時に産後うつ傾向について質問紙により確認し、必要な医療へとつなげていく他、地域の中での孤立化を防ぐ取組を現在、市内の小中学校では薬物や禁煙に関する教育が実施されている。健康づくり課としては、関係機関との連携を図るほか、健康教育の機会に禁煙等について情報提供していきたい。 |  | 健康づくり課 |                                     |
| 2          | (3)  | 4    |         | 薬物乱用防止活動の充実    | 県との連携をはかり、薬物防止指導員古河地区協議会総会や大型スーパー店においてヤング街頭キャンペーンに参加している。また、薬物乱用防止に関するポスターを掲示している。喫煙のリスクや禁煙の必要性等について、健康教育の場において情報提供し、禁煙の必要性について広報(健康百科)やホームページにて知識の普及・シンナー・接着剤等の取扱店を巡回し、取扱者の   |               |         |         |         |         |                |            | 3   | 県や学校教育等の関係機関と連携をはかりながら、支援・協力していく。今後は、子育てをしている若い世代に対しての教育も充実させていきたい。 | 3   | 中学生になると、薬物に興味を持つ生徒も出てくるため、防止のためにも活動の継続が必要                          |        | 指導課・健康づくり課                          |
| 2          | (3)  | 4    |         | 薬物乱用防止活動の充実    | 薬物乱用についての意識の啓蒙を図る。市内の小中学校すべてにおいて、薬物乱用防止教育を目的に医療機関が被保険者に代わって、保険者に『出産育児一時金』の支給申請及び受取を直接行うことにより、被保険者が医療機関へ支払う出産費用の負担を軽減する。<br>対象者:被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主。<br>内容:被保険者が出産(死産12週)をした場合、分娩機関が産科医療補償制度に加入しているときは1人につき42万円、加入していないときは39万円を支給する。 | 申請件数          | 件       | 263     | 258     | 252     | 245            | 225        | 4   | 国の法令等に基づき行っている事業であり、出産時の経済的負担軽減のための唯一の制度であることから、継続実施していく必要がある。      | 3   | 出産育児一時金の支給により、出産にかかる費用の負担を軽減し、安心して出産できる環境整備を図るため、これまでどおり継続する必要がある。 |        | 国保年金課                               |
| 2          | (4)  | 1    |         | 出産育児一時金直接支払制度  | ↓  | 支給額(産科補償なし)   | 円       | 390,000 | 390,000 | 390,000 | 390,000        | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 国保年金課                               |
| 2          | (4)  | 1    |         | 出産育児一時金直接支払制度  | ↓  | 支給額(産科補償あり)   | 円       | 420,000 | 420,000 | 420,000 | 420,000        | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 国保年金課                               |
| 2          | (4)  | 1    |         | 出産育児一時金直接支払制度  | ↓  | 支給総額          | 千円      | 102,620 | 107,680 | 105,270 | 102,510        | ↓          | ↓   | ↓   | ↓   |  |        | 国保年金課                               |
| 2          | (4)  | 2    |         | 小児救急医療輪番制事業の充実 | 休日や夜間における小児救急患者に対応するため、西南地方広域市町村圏の病院群が輪番制で小児科医等を配置し、救急医療を行う体制整   | 小児救急受診者数(古河市) | 人       | 5096    | 4111    | 3781    | 3608           | 5          |   | 3   | 古河赤十字病院が輪番制に加わったことにより365日体制が確立した  |  |        | 健康づくり課                              |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                   | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移     |      |        |        |        | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |        | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など) | 担当課        |
|------------|------|------|---------|-----------------------|--|-------------|------|--------|--------|--------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|---|--|-----------------------|------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                       |  | 項目          | (単位) | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度                                 | 25年度   | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |  |                       |            |
| 2          | (4)  | 3    |         | 障害児医療訓練事業の充実          | 目的:障害を持つ子どもに対する専門職による訓練の提供<br>対象:肢体不自由児、言語発達遅滞児、発達遅延児、発達障害児等<br>内容:福祉の森診療所において、理学療法士1名あるいは言語聴覚士1名により、1回20分～60分、週1回～月1回程度の個別小児理学療法、及び個別小児言語療法を提供。   | 小児理学療法実人員   | 人    | 34     | 38     | 47     | 41                                   | 41     | 3                                     | ○平成20年度は延べ人数が750人強であったのに対し、平成21年度は1,300人強と2倍近くに増加。若干の変動はあるが年々増加傾向にあり、平成25年度には1,400人強と根強い需要がある。○特に小児理学療法の対象者は、成長期に変形や関節硬縮が引き起こされるため、就学で終了としたり、他の療育機関への紹介ができにくく、今後も増加が見込まれる。○近隣には小児リハビリを実施している医療機関はあるものの、成人と平行して事業展開しているため十分にサービスの提供ができにくく当施設が果たしている役割は大きい。 | ○肢体不自由児については、就学後も継続した理学療法の提供が受けられること。頻度は月2回以上確保できること。○障害児医療訓練は当診療所以外で古河市内で青嵐荘療育園、総和中央病院の2施設のみしか実施していない。連携を取りながら勉強会や情報交換会を継続して実施し、質の高い訓練環境を整える必要がある。○障害児医療と療育は連携を取りながら実施されるべきものであり、現在ある児童発達支援事業所のセンター化とともに、三障害一元化し、障害児者の支援を行う。また、民間の児童発達支援事業所との連携を行う。 | 福祉の森診療所               |            |
| 2          | (4)  | 3    |         | 障害児医療訓練事業の充実          | ↓  | 延べ人員        | 人    | 861    | 884    | 1006   | 902                                  | 950    | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓                     | 福祉の森診療所    |
| 2          | (4)  | 3    |         | 障害児医療訓練事業の充実          | ↓  | 小児言語療法実人員   | 人    | 30     | 24     | 27     | 26                                   | 27     | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓                     | 福祉の森診療所    |
| 2          | (4)  | 3    |         | 障害児医療訓練事業の充実          | ↓  | 延べ人員        | 人    | 447    | 205    | 312    | 382                                  | 467    | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓                     | 福祉の森診療所    |
| 2          | (4)  | 4    |         | 茨城県不妊治療費補助事業の啓発       | 県の事業として実施。不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成する。1回の治療につき15万円まで。(治療内容により異なる)26年度内に治療が終了した者が対象。制度改正により助成対象範囲、年齢、助成回数の変更について、26年度から一部施行し、28年度   |             |      |        |        |        |                                      |        | 5                                     | 窓口チラシを置いたり、市広報に定期的に掲載し周知している。相談窓口、助成申請窓口が保健所となっているため古河市としての相談件数はほとんどのないのが現状である。   |  |                       | 健康づくり課     |
| 2          | (4)  | 5    |         | 医療機関との連携              | 古河医師会など関係機関と連携を図りながら、不足している産科や小児科の充実に努める。  |             |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 小児科が新設されたが、急激な体調変化を起こしやすい小児の場合は夜間救急医療の充実が望まれる。  | 今後の医師確保や医療機関の新設は医師会や医療圏との調整が必要である。   |                       | 健康づくり課     |
| 2          | 1    | 1    |         | 親子教室                  | 目的:親子遊びを通じて、乳幼児の発達を促すとともに、保護者の子どもへの発達理解と愛着形成を促す。療育している機関における支援の必要性について、経過観察の場にもなっている。対象は経過観察の場になっている対象者:発達の遅れや偏りの恐れのある幼児で幼稚園や保育園などの集団に所属していない児と保護者。内容:親子遊びを中心に言語・運動・生活に関する   | 参加者数(実/延)幼児 | 人    | 24/331 | 27/337 | 30/457 | 26/446                               | 24/306 | 4                                     | 子どもにとっては同年代の子と遊べる楽しい場であり、保護者にとっては同じような悩みを抱える保護者と集える場もなっている。また、個々の発達に合わせたきめ細やかな対応ができている。対象者の人数や状況に合わせて実施回数を見直しや、子育て支援センターの活用や、療育機関との連携を図って   | 対象者の人数や状況に合わせておこなうことができている   |                       | 健康づくり課     |
| 2          | 1    | 1    |         | 親子教室                  | ↓  | 参加者数(実/延)親  | 人    | 23/332 | 25/296 | 29/452 | 26/444                               | 24/331 | ↓                                     | ↓   | ↓  | ↓                     | 健康づくり課     |
| 2          | 1    | 1    |         | 産前産後サポート事業            | 家族等からの支援を受けることが難しく、社会から孤立することで様々な問題が生じやすくなっている妊産婦を対象に、産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう、産前からの母子への心身のケアや育児のサポートを実施し、負担の軽減を図る。<br>対象:妊産婦<br>内容:①母子保健相談支援事業②産後ケア事業<br>保育所や幼稚園などの幼児施設等において、中高生が乳幼児とふれ合う機会の推進を図るため、幼児施設等への体験学習(活動)などを行い、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を深める。職場体験により中高生が子育てへの意識・関心を持つきっかけづくりとする。 |             |      |        |        |        |                                      |        | 1                                     | 平成26年度9月～3月まで、モデル事業として新規実施予定。   | 事業の利用状況  | 健康づくり課                |            |
| 3          | (1)  | 1    |         | 中・高校生が乳幼児とふれ合う取り組みの推進 |  |             |      |        |        |        |                                      |        | 5                                     | 各施設において、体験希望があれば受入をおこなっています。  | 今後も、引き続き継続が必要な事業です。  |                       | 子育て対策課・指導課 |
| 3          | (1)  | 2    |         | 結婚相談事業の活用             | 社会福祉協議会で実施   |             |      |        |        |        |                                      |        |                                       |   |  |                       | 子育て応援課     |
| 3          | (1)  | 3    |         | ハートフルパーティーの活用         | 社会福祉協議会で実施   |             |      |        |        |        |                                      |        |                                       |   |  |                       | 子育て応援課     |
| 3          | (1)  | 4    |         | 親子のきずな再生事業            | 家庭における親子のきずなを強化するために、子守唄などを活用して、親子のきずな・ふれあいづくりを県と連携してすすめる。   |             |      |        |        |        |                                      |        | 2                                     | 平成24年度まで保育所やランチヤ森において子守唄を活用した子育て支援を実施していました。平成25年度からは子守唄指導員の退職により指導員不在となり未実施となっています。事業継続のためには指導員養成の必要がありま   | 今後も、引き続き継続が必要な事業です。  |                       | 子育て対策課     |
| 3          | (2)  | 1    |         | 子どもの人権意識を育むための授業研究の推進 | 児童生徒の人権意識を高めるため、研修を通して教職員の資質の向上を図る。人権教育に関する授業研究会の実施等により、より一層の推進  |             |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 講話や視聴覚教材等を通して、現在の人権課題に対する認識を深め、学校における人権教育の在り方に関する研修   | 児童生徒の人権意識を高めるには、教職員の資質の向上が重要であり、継続して行う必要   |                       | 指導課        |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名               | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移               |      |        |        |        | 1 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |        | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課   |                                |                          |
|------------|------|------|---------|-------------------|--|-----------------------|------|--------|--------|--------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|--|--|--|---|--------------------------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                   |  | 項目                    | (単位) | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度                                 | 25年度   | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |  |  |   | 今後の展開(27～31年)                  | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 3          | (2)  | 2    |         | ALT配置事業           | 小中学校にALT(外国語指導助手)を配置し、小学校外国語活動及び中学校英語科においてALTを活用した授業を行う。   | ALT配置人数               | 人    | 10     | 13     | 13     | 13                                   | 15     | 5                                     | 全小中学校外国語活動の授業において、十分にALTを活用した授業が展開され、中学校においては週4時間中2時間以上はALTを活用した授業が展開されており、授業の質を高めている。課題としては業務委託なので、ALTに直接指示命令ができない。会社を通して、ALTに関してのことについては相談する   | 3  | 小学校23校、中学校9校計32校において、小学校外国語活動1クラス年間35時間、中学校英語科1クラス年間140時間の授業において十分活用されており、今後もALTを活用した授業を望んでいる。 |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 3    |         | 朝の読書活動の推進         | 読書を通して児童生徒の集中力を養い、また、活字離れの解消を図るため、朝の自習の時間に、1日を落ち着いた中で始められるように、また、本が好きな児童生徒の育成を目指して実施体験活動を通して環境問題に取り組む児童生徒の育成を図る。「エコサポート隊」等を組織し、電気の消し忘れや水道の蛇口の閉め忘れ等の確認など、児童生徒の意識付けをする。今後も学校の教育活動の中で環境教育を推進する。 |                       |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各小中学校で、朝の自習の時間に読書の時間を設け、実施している。  | 3  | 読書活動は学力の向上にも欠かせず、児童生徒の心の栄養にもなるため、継続的な実施が必要である。   |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 4    |         | 環境教育推進事業の実施       | 体験活動を通して環境問題に取り組む児童生徒の育成を図る。「エコサポート隊」等を組織し、電気の消し忘れや水道の蛇口の閉め忘れ等の確認など、児童生徒の意識付けをする。今後も学校の教育活動の中で環境教育を推進する。   |                       |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各学校で、社会・理科・総合的な学習の時間を中心として、学校教育全般において、環境教育を実施している。   | 4  | 環境問題に対して、興味関心を持たせることは次世代を担う子どもたちにとって重要である。   |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 5    |         | スクールカウンセラー配置事業の活用 | 暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止及び早期発見、解決を図るため、スクールカウンセラー配置事業(県費)により、全小中学校にスクールカウンセラーを配置する。  | カウンセラー人数(緊急カウンセラーも含む) | 人    | 5      | 5      | 8      | 8                                    | 10     | 5                                     | 児童生徒、保護者へのカウンセリングがほとんどであるが、教職員から自身の児童生徒への関わり方や指導法についての相談も多くなってきた。  | 3  | 今後はスクールカウンセラーの配置日程についての微調整が望まれる。   |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 6    |         | 教育相談等事業の推進        | ○相談者との人間関係を深め、気軽に相談できる環境の充実に努める。<br>○児童生徒の心の居場所を相談活動の中から見いだせるよう援助する。<br>○発達障害児等に対する相談等を行い、情緒の安定を図り、学校への適応を図る。<br>○不登校児童生徒等に対して、学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を図り、望ましい人格形成を図る。                          | 学校心の相談員等              | 人    | 11     | 11     | 10     | 10                                   | 15     | 5                                     | 古河地区、総和地区、三和地区に教育支援センターを設置し、様々な相談活動を実施している。またホームステイサポーターを家庭に派遣し、不登校児童生徒等へ相談活動等を行い、児童生徒の心の安定を図り、支援している。またその保護者との連携により、不登校児童生徒の減少やいじめの早期発見、早期解消、発達 | 3  | 依然として不登校児童生徒が増加しており、学校不適応行動等への対応のみならず未然防止を含めた事業の一層の充実が必要である。                                   |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 7    |         | 不登校解消モデル事業の推進     | 不登校の解消及び未然防止を図るためのモデル校を選定し、不登校解消支援教員を2名配置し、不登校の解消及び未然防止に努める。   | 不登校解消支援教員             | 人    | 2      | 2      | 2      | 2                                    | 2      | 5                                     | 中学校2校に不登校解消支援教員を県より派遣し、不登校の解消及び未然防止に対応している。  | 3  | 今後は茨城県教育委員会と連携し、不登校児童生徒の解消に努める。  |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 8    |         | 学校評価制度の活用         | 教職員・保護者・児童生徒・地域住民により学校を評価し、健全な学校運営を図る。   |                       |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各校で学校評価を実施し、学校教育の推進に努めている。   | 3  | 地域に信頼される学校づくりをするためにも継続して実施していくべきである。   |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 9    |         | 学校評議員制度の活用        | 学校評議員は、保護者、学校協力者(地域住民の代表など)により、各小中学校5名で組織し、教育活動、地域社会、家庭及び学校との連携促進など、学校運営について、学校長に提言を行う   | 学校評議員委員嘱数             | 人    | 160    | 160    | 160    | 160                                  | 160    | 4                                     | 評議員の人材確保が難しくなっている学校が出てきている。  | 3  | 教育活動の充実を図るため、現状を維持し、引き続き活用に努めていく。  |   | 教育総務課                          |                          |
| 3          | (2)  | 10   |         | みんなが進める友達相談事業の推進  | 中学校における生徒同士での相談活動を推進するため、市主催の研修会を実施する。   |                       |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 県の事業、現在は実施していない。事業廃止年度は不明。   | 5  |  |   | 指導課                            |                          |
| 3          | (2)  | 11   |         | スポーツエキスパート活用事業の推進 | 平成25年度より、市の競技スポーツ力向上のため、市内在住者を対象(仮定)にトップアスリート育成事業を展開。<br>【補助要綱等未策定。】   | 補助該当事業数               | 事業   |        |        |        |                                      |        | 1                                     | 3  | 平成25年度より新規事業としてトップアスリート育成事業として展開しているが、補助要綱及び該当事業等が確立しない。 | 3  | 競技スポーツ力向上及び選手発掘のために、今後、対象者を明確にし、積極的に事業展開する必要がある。    | ・全国大会出場件数<br>・全国大会入賞(8位以上)件数など | スポーツ振興課・指導課              |
| 3          | (2)  | 12   |         | 学校施設整備の推進         | 学校施設・設備の現状を把握し、必要に応じて修繕・改修、耐震補強を行い、安全性の向上を図る。<br>老朽度や緊急性を考慮して、計画的に実施する。  |                       |      |        |        |        |                                      |        | 5                                     | 事業実施により安全性が向上した。課題としては、突発的に費用が大きい修繕が発生した場合に、修繕までに期間を要することがある。また全体的に老朽化しているため、設備の更新工事に多額の費用を要する。  | 3  | 今後は武道場等の天井落下防止対策、施設の維持管理や環境整備、省エネ対策などを検討していく。  | 平成27年度末まで、古河市内のすべての小中学校の施設について耐震補強・改築工事が完了予定。(耐震化率) |                                | 教育総務課                    |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業  | 経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用(学用品、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費などの一部)を援助し、保護者の負担軽減を図る。  | 小学校要保護及準要保護児童援助事業費    | 千円   | 14,331 | 14,871 | 13,313 | 11,368                               | 10,954 | 4                                     | 中学校要保護認定者を除き、要・準要保護認定者は微減しているものの、市内児童生徒数に対する要・準要保護認定者の割合は、近年ほぼ横倍で推移している。また、当事業実施により、生活保護世帯に準ずる生活困窮世帯の児童生徒保護者に対し、経済的負担を軽減でき、義務教育の円滑な実施に寄与         | 3  | 事業の継続実施のほか、今後も新入学児童生徒説明会などで、就学援助制度に関するパンフレットを保護者へ配布し、制度の更なる周知を図る。                              |   | 教育総務課                          |                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名              | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移             |      |        |        |        | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |        | ↓ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課  |               |                          |
|------------|------|------|---------|------------------|---|---------------------|------|--------|--------|--------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|--|---|--|--|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                  |   | 項目                  | (単位) | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度                                 | 25年度   | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |   |  |  | 今後の展開(27～31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業 | ↓   | 中学校要保護及準要保護児童援助事業費  | 千円   | 14,893 | 15,217 | 15,171 | 13,159                               | 11,783 | ↓                                     | ↓  | ↓   | ↓  |  | 教育総務課         |                          |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業 | ↓   | 小学校要保護認定者数          | 人    |        | 102    | 97     | 94                                   | 91     | ↓                                     | ↓  | ↓   | ↓  |  | 教育総務課         |                          |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業 | ↓   | 小学校準要保護認定者数         | 人    |        | 266    | 231    | 201                                  | 194    | ↓                                     | ↓  | ↓   | ↓  |  | 教育総務課         |                          |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業 | ↓   | 中学校要保護認定者数          | 人    |        | 50     | 65     | 86                                   | 92     | ↓                                     | ↓  | ↓   | ↓  |  | 教育総務課         |                          |
| 3          | (2)  | 13   |         | 要・準要保護児童生徒就学援助事業 | ↓   | 中学校準要保護認定者数         | 人    |        | 166    | 159    | 133                                  | 117    | ↓                                     | ↓  | ↓   | ↓  |  | 教育総務課         |                          |
| 3          | (2)  | 14   |         | 職場体験事業の推進        | 職場体験を通して、中学生に生きる力と進路選択の機会を与える。  |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 市内各中学校において、2年生を対象に2～4日間の職場体験を実施している。                                   | 3   | キャリア教育を推進する上で重要な取り組みであり、継続して行う必要がある。   |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 15   |         | 教育活動指導員の配置       | 教育活動指導員として、非常勤講師を各小学校に1名ずつ、中学校に2名ずつ配置し、チームティーチング方式等により、児童の学習到達度に応じたきめ細かな教科指導・生徒指導を実施する。   | 教育活動指導員             | 人    | 23     | 23     | 23     | 23                                   | 23     | 5                                     | 授業の理解到達度の差に応じた指導やきめ細かな生徒指導を実施することにより、学習意欲の向上と基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れている。 | 3   | 学校からの意見として、基礎・基本の定着を図るテスト等に向上が見られる。理解度に差の出る科目においてTT方式を入れることで、習熟度別指導や個別指導が充実し、児童の学習への基礎・基本の定着を進めること |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 16   |         | 教員の体育実技研修        | 授業研究や実技研修を通して、指導方法や指導体制の工夫改善を図り、子どもの健康増進に役  |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 県主催の体育実技研修会を実施している。  | 3   | 児童生徒の健康づくり、体力増進のためにも必要である。   |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 17   |         | 道徳教育の充実          | 道徳の時間の前後に道徳的体験活動を行い、道徳教育の充実を図る。   |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各校で、道徳の年間計画を作成し、道徳の時間を中心にして、学校教育全般で道徳教育の推進に努めている。                      | 3   | 豊かな心と健やかな体を創るために、道徳教育の充実は必要である。  |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 18   |         | 教育研究会事業          | 市内全小中学校で全教科・領域にわたり教委行く研究会を組織し、児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目指して研究実践を進めるための市の豊かな自然環境や風土を生かし、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。全校あがりのボランティア活動やあいさつ運動、地域の伝統芸能を地域の方々と一緒に発表するなど、今後も各校で創意工夫し、地域の方々と推進して幼稚園・保育所・小学校教職員による連携を深め、交流を行いながら互いの資質の向上を図る。 |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各教育研究部で、年2回程度授業研究を実施している。  | 3   | 児童生徒の学力の向上等に関し、教職員の資質の向上を図ることは重要である。   |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 19   |         | 特色ある学校づくりの推進     | 市内全小中学校で全教科・領域にわたり教委行く研究会を組織し、児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目指して研究実践を進めるための市の豊かな自然環境や風土を生かし、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。全校あがりのボランティア活動やあいさつ運動、地域の伝統芸能を地域の方々と一緒に発表するなど、今後も各校で創意工夫し、地域の方々と推進して幼稚園・保育所・小学校教職員による連携を深め、交流を行いながら互いの資質の向上を図る。 |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 年1回のあいさつ運動や中学校におけるボランティア活動を年に数回実施し、地域との連携を図っている。                       | 3   | 地域と連携した活動は、児童生徒の豊かな心を育むため、大変重要である。   |  | 指導課           |                          |
| 3          | (2)  | 20   |         | 幼・保・小連絡協議会の推進    | 市内全小中学校で全教科・領域にわたり教委行く研究会を組織し、児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目指して研究実践を進めるための市の豊かな自然環境や風土を生かし、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。全校あがりのボランティア活動やあいさつ運動、地域の伝統芸能を地域の方々と一緒に発表するなど、今後も各校で創意工夫し、地域の方々と推進して幼稚園・保育所・小学校教職員による連携を深め、交流を行いながら互いの資質の向上を図る。 |                     |      |        |        |        |                                      |        | 4                                     | 各小学校で幼稚園・保育所と連携し、未就学児童の情報の共有を図っている。                                    | 3   | 入学予定の未就学児の様子を共有することで、入学後の生活がスムーズに行われるために   |  | 指導課           |                          |
| 3          | (3)  | 1    |         | 子育て学習講座の充実       | 子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図る。日頃の子育てについて主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が楽しみながら一緒に子育て等を考える「参加型学習会」を多く取り入れて行う。   | 乳幼児ふれあい交流事業参加数(保護者) | 人    |        |        |        |                                      | 72     | 81                                    | 4  | 子育てに携わっていく次世代の子どもたちが、保護者の協力のもと、実際に乳幼児と触れ合う体験をする「中高生乳幼児ふれあい交流事業」を実施している。この体験を通して命の大切さや子育てについて学び、家庭教育に関心を | 3  | 「家庭教育」は子どもの人格形成の観点からも教育の原点ともいえるものであるため、若い世代にも家庭教育に関心を持たせることは重要なことであり、今後も継続的に事業を実施してい |               | 生涯学習課                    |
| 3          | (3)  | 1    |         | 子育て学習講座の充実       | 子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図る。日頃の子育てについて主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が楽しみながら一緒に子育て等を考える「参加型学習会」を多く取り入れて行う。   | 乳幼児ふれあい交流事業参加数(乳幼児) | 人    |        |        |        |                                      | 82     | 88                                    | ↓  | ↓   | ↓  | ↓  |               | 生涯学習課                    |
| 3          | (3)  | 1    |         | 子育て学習講座の充実       | 子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図る。日頃の子育てについて主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が楽しみながら一緒に子育て等を考える「参加型学習会」を多く取り入れて行う。   | 乳幼児ふれあい交流事業参加数(中高生) | 人    |        |        |        |                                      | 92     | 63                                    | ↓  | ↓   | ↓  | ↓  |               | 生涯学習課                    |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                       | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移              |      |      |      |        | 1 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |        | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課   |  |                                      |         |       |         |
|------------|------|------|---------|---------------------------|---|----------------------|------|------|------|--------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|--|--|---|---|--|--------------------------------------|---------|-------|---------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                           |   | 項目                   | (単位) | 21年度 | 22年度 | 23年度   | 24年度                                 | 25年度   | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |  |   |   | 今後の展開(27～31年)  | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入)             |         |       |         |
| 3          | (3)  | 2    |         | 家庭教育学級の充実                 | 親としての責任や子どもの対応等を同じ学級の保護者と考えることで、心豊かな家庭のあり方について考える。地域によって家庭教育学級に対する考え方の違いがあるため、情報交換会や推進委員交流会を充実させる。平成20年に作成された古河市版「親学習プログラム」である「ハートフルファミリー・親楽ブック」は、平成25年度に改訂委員会を発足し、内容を検討し改訂版「親楽ブック」を作成した。 | 家庭教育学級学級数            | 学級   |      |      | 95     | 101                                  | 111    | 5                                     | 次世代を担う子供たちの健全育成のため、小中学校における家庭教育学級活動を活発にし、また充実したものにするための支援をしており、学級数は年々増加している。<br>また、平成25年度に改訂した「親楽ブック」を活用した保護者向けの参加型学習会を積極的に推進し、家庭教育力の向上に努めている。 | 2  | 家庭教育学級の学級数は年々増加傾向であり、保護者の家庭教育に関する関心は高いと思われる。「家庭教育」は子どもの人格形成のためにも必要不可欠のものであるため、今後も継続的に事業を実施していく必要がある。また、社会的に現在大きな問題となっている「メディアとの関わり方」や「人権教育」についても、今後改訂した「親楽ブック」を活用し、更なる家庭教 |   |  | 生涯学習課                                |         |       |         |
| 3          | (3)  | 2    |         | 家庭教育学級の充実                 | ↓   | 家庭教育学級での親楽ブック学習会件数   | 件    |      |      | 5      | 6                                    | 8      | 32                                    | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | 生涯学習課   |       |         |
| 3          | (3)  | 2    |         | 家庭教育学級の充実                 | ↓   | 家庭教育学級での親楽ブック学習会参加者数 | 人    |      |      | 88     | 99                                   | 115    | 713                                   | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | 生涯学習課   |       |         |
| 3          | (3)  | 3    |         | 「地域のおじさんおばさん運動」の充実        | 地域で子どもを守ることを目的にあいさつ、声かけ運動を実施する。「地域の子どもは地域で守り育てる」という考えのもとで「地域のおじさん、おばさん」を募集し、自転車等にプレートを提示してもらい、声かけや不審者から子どもたちを守る。  |                      |      |      |      |        |                                      |        |                                       | 1  | もともと旧古河市の事業であり、実施するにあたって地域差もあることから合併後、市としての取り組みはしていない。   | 5   | 今後も市としての取り組みは行わない。  |  |                                      | 生涯学習課   |       |         |
| 3          | (3)  | 4    |         | 生涯学習指導者情報提供事業             | 地域の活動の中で親子体験活動やグループ活動に講師、を紹介し、情報提供に努める。   | 指導者情報提供申請件数          | 件(人) |      |      |        |                                      |        |                                       | 4  | 市ホームページにより生涯学習指導バンク制度の周知を行い、指導者の募集や登録講師の紹介等の情報提供を行っている。<br>家庭教育学級においては、保護者が行う講座や親子体験等の指導者に関する問い合わせに対し、その都度情報を提 | 3   | 引き続き、指導者バンク制度の周知を行い、指導者の募集や登録講師の紹介を行っている。また各公民館等へ指導者バンク登録の冊子を配置し、保護者が利用しやすい環境を整え正確な情報の提供に努めていく。 |  |                                      | 生涯学習課   |       |         |
| 3          | (3)  | 5    |         | 子ども週末活動支援事業(エンジョイサタデー)    | 土曜日等の週末を中心に、学校や公共施設・公園等に子どもが安全かつ安心して活動できる居場所(活動拠点)を設け、地域の大人やPTA、老人会等の支援者の協力のもとで、スポーツ活動や文化活動、奉仕活動などの様々な体験活動を通して地域住民との交流活動を行う。  | エンジョイサタデー実施回数        | 回    |      |      | 64     | 60                                   | 67     | 84                                    | 96   | 5  | 学区ごとに事業を実施しているが、実働団体が様々であり参加者が一部の団体構成員に偏ってしまうケースも見受けられる。  | 2   | 市内23全学区への拡大を目指している。                                    |                                      |         | 生涯学習課 |         |
| 3          | (3)  | 5    |         | 子ども週末活動支援事業(エンジョイサタデー)    | ↓   | エンジョイサタデー実施学区数       | 学区   |      |      | 9      | 12                                   | 17     | 16                                    | 17   | ↓  | ↓   | ↓   | ↓  |                                      |         | 生涯学習課 |         |
| 3          | (3)  | 6    |         | ジュニアリーダーズサークル「ダンテライオン」の支援 | 中高生の社会教育における奉仕活動の充実とジュニアリーダーの育成、異年齢間交流、学校間交流の推進を図ることを目的に活動。市主催のイベントや自然体験学習などにおいてスタッフとして協力し、子どもたちのリーダーとして活動する市内三地区(三和・古河・総和)に分かれて、市民を対象に行政自治会参加種目・団体種目・個人種目等をプログラム化し、心身の健全な向上と相互の融         | ダンテライオン会員数           | 名    |      |      | 14     | 18                                   | 18     | 25                                    | 26   | 5  | 年数回のミーティングとワイルドダッシュ、姉妹都市交流等の事業にボランティアとして参加しているが、部活や受験、アルバイト等により、参加率が減る傾向にある。  | 2   | 人材確保のためにも市内中高生に継続して募集を行っている。                           |                                      |         | 生涯学習課 |         |
| 3          | (3)  | 7    |         | 市民運動会の実施                  | 三和地区市民運動会競技参加及び観覧者数   | 人                    |      |      |      | 10,000 | 10,000                               | 10,000 |                                       | 4  | プログラムのマンネリ化や参加者の動員が難航する等、諸問題を抱えていることから、今後、市民参加型の新しいスポーツイベントを企画・立案する必要も   | 1   | 今後、事業の見直しを予定(プログラム変更または、新規イベント。)  |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 7    |         | 市民運動会の実施                  | ↓   | 古河地区市民運動会競技参加及び観覧者数  | 人    |      |      |        | 3,000                                | 3,000  | 3,000                                 | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 7    |         | 市民運動会の実施                  | ↓   | 総和地区市民運動会競技参加及び観覧者数  | 人    |      |      |        | 10,000                               | 10,000 | 10,000                                | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 8    |         | スポーツ指導員養成講座の充実            | 現在、未実施。   |                      |      |      |      |        |                                      |        |                                       | 1  | 現在、未実施。  | 5   | 現在、実施予定なし。  |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 9    |         | 体育指導委員の育成(変更)スポーツ推進委員の育成  | 古河市より委嘱されている、スポーツ推進委員(平成26・27年度委嘱、24名)の指導力の向上を図ることにより市民の生涯スポーツの推進を図る。   | スポーツ推進委員活動事業数        | 事業   |      |      |        | 2                                    | 4      | 4                                     | 4  | 4  | 4   | 4   | 3  | スポーツ基本法に定めるスポーツ推進委員の職務について今後も継続実施する。 |         |       | スポーツ振興課 |
| 3          | (3)  | 9    |         | 体育指導委員の育成(変更)スポーツ推進委員の育成  | ↓   | スポーツ推進委員事業参加者数       | 人    |      |      |        | 40                                   | 68     | 77                                    | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 9    |         | 体育指導委員の育成(変更)スポーツ推進委員の育成  | ↓   | スポーツ推進委員活動参加率        | %    |      |      |        | 74.1                                 | 65.4   | 73                                    | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |                                      | スポーツ振興課 |       |         |
| 3          | (3)  | 10   |         | 読み聞かせ活動                   | ボランティア(一部職員)による、おはなし会の開催。三和図書館 月4回 古河図書館 月5回 中央公民館 月1回 中田公民館 月1回 ユーセンター総和 月2回   |                      |      |      |      |        |                                      |        |                                       | 5  | 特になし。  | 3   | 現状維持。   |  |                                      | 図書館・公民館 |       |         |
| 3          | (3)  | 11   |         | 子ども読書活動の推進                | ・古河市子ども読書活動推進計画の策定<br>・ブックスタート事業を介した読書活動の推進<br>市営住宅を子育て環境に適した住宅に整備する。   |                      |      |      |      |        |                                      |        |                                       | 4  | 子ども読書活動推進計画における読書に関するアンケートの集計等   | 3   | 計画の完成。  |  |                                      | 図書館     |       |         |
| 4          | (1)  | 1    |         | 子育て世代の住環境整備の検討            | 低廉な家賃で子育てに適した住宅を提供しているが、建物の老朽化が進んでいるため、古河市住生活基本計画に基づき、子育て支援のため  | 市営住宅戸数(全体)           | 戸    |      |      | 334    | 334                                  | 326    | 326                                   | 326  | 3  | 長期入居者が多く退去者が少ないが、退去修繕時には3室ある和室のうち1室を洋室とすることで子育てしやすく、また入居者のニーズに合わせた環境に整備している。  | 3   | 現状の市営住宅を長寿命化計画に基づき修繕し、安全で安心な住宅を維持しつつ、子育て環境に適した住宅整備に努める |                                      |         | 営繕住宅課 |         |
| 4          | (1)  | 1    |         | 子育て世代の住環境整備の検討            | ↓   | 市営住宅戸数(うち整備済)        | 戸    |      |      | 71     | 71                                   | 71     | 71                                    | 71   | ↓  | ↓   | ↓   | ↓  |                                      |         | 営繕住宅課 |         |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名              | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入) | 事業実績の推移   |                            |      |       |      | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |       | ↓ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |            | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など) | 担当課  |               |                                |
|------------|------|------|---------|------------------|---------------------------|---|----------------------------|------|-------|------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|------------|--|-----------------------|--|---------------|--------------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                  |                           | 項目  | (単位)                       | 21年度 | 22年度  | 23年度 | 24年度                                 | 25年度  | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題 |  |                       |  | 今後の展開(27~31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入)       |
| 4          | (1)  | 1    |         | 子育て世代の住環境整備の検討   | ↓                         | 市営住宅戸数(実施)  | 戸                          | 0    | 0     | 0    | 0                                    | 11    | ↓                                     | ↓          |  |                       | 営繕住宅課  |               |                                |
| 4          | (1)  | 2    |         | 安心、安全な公園づくり推進    | ↓                         | 子どもが安全で快適に公園を利用できるよう、遊具の整備、施設の維持管理の充実を図る。今後も地元住民の協力のもと、安全・安心な公園づくりを行うとともに、イベント等に公園を使用し、子どもたちのコミュニケーションづくり | 遊具点検公園                     | 箇所   |       |      |                                      | 178   | 179                                   | 3          | 開発行為により帰属される公園は年々増加する一方で、既存公園の施設の老朽化が進んでいる。また、2008年に遊具の安全に関する基準の見直しがあり、安全を満たさない遊具が増えた。 | 3                     | 既存公園で、老朽化による遊具・施設の修繕や安全基準を満たさない遊具の交換が多いため、修繕が間に合わない状況である。      |               | 都市計画課                          |
| 4          | (1)  | 2    |         | 安心、安全な公園づくり推進    | ↓                         |   |                            |      |       |      |                                      | 77    | 70                                    | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         | 市内各所を連絡する都市計画道路の整備にあたっては、子どもや車いすなどの通行も快適にできるゆとりある歩行空間の確保や段差の解消に配慮し、整備を進めていく。                              | 筑西幹線道路<br>L6.2km両側自歩道W4.5m | m    |       |      |                                      |       | 12,400                                | 4          | 都市計画道路等幹線道路の新設整備においては、セミフラット自転車歩行者道を併設し、車道との段差解消に配慮した整備を進めている。                         | 2                     | 幹線道路の整備に合わせ、段差のない歩道整備を進める。                                     |               | 都市計画課                          |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 諸川谷貝線<br>L1.8km両側自歩道W4.0m  | m    |       |      | 3,600                                |       |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 大和田仁連線<br>L680m両側自歩道W4.5m  | m    | 1,300 |      |                                      |       |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 桜町上辺見線<br>L438m両側自歩道W3.5m  | m    |       | 626  |                                      | 250   |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 旭町今泉線<br>L900m両側自歩道W4.0m   | m    | 1,800 |      |                                      |       |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 仁連江口線<br>L70m両側自歩道         | m    |       |      | 140                                  |       |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 西牛谷辺見線<br>L500m両側自歩道W5.5m  | m    |       |      |                                      | 1,000 |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 十間通りL1150m<br>両側自歩道W3.5    | m    |       |      |                                      | 2,300 |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 3    |         | バリアフリーの幹線道路づくり   | ↓                         |   | 鍛冶町通り<br>L190m両側歩道         | m    |       |      |                                      | 340   |                                       | ↓          | ↓  |                       |  | 都市計画課         |                                |
| 4          | (1)  | 4    |         | 公共施設のバリアフリー化推進事業 | ↓                         | 公共施設等において、ベビーベット、ベビーキープ、授乳室等の設置など、子育て世帯が安心して利用できる環境整備を推進し、今後設置箇所を増やしていく。                                  |                            |      |       |      |                                      |       |                                       | 2          | 新たに大きな都市公園を設置するときには、ベビーキープまたはオムツ替えルームを設置するのは可能であるが、既設公園のトイレに、ベビーキープまたはオムツ替えルームを設置するのは、 | 3                     | ベビーキープまたはオムツ替えルーム等の設置については、多くの利用者が見込まれる大きな都市公園の設置に伴う場合であるとされる。 |               | 財産活用課・都市計画課・健康づくり課・福祉総務課・生涯学習課 |
| 4          | (1)  | 4    |         | 公共施設のバリアフリー化推進事業 | ↓                         | 公共施設等において、ベビーベット、ベビーキープ、授乳室等の設置など、子育て世帯が安心して利用できる環境整備を推進し、今後設置箇所  |                            |      |       |      |                                      |       |                                       | 5          | 次世代育成支援後期行動計画策定時にすでに「健康の駅」では、おおよそ実施済みである   | 5                     | すでに実施済みであるため   |               | 福祉総務課                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                       | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移          |      |       |       |       | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |       | ↑ 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)  | 担当課   |               |
|------------|------|------|---------|---------------------------|---|------------------|------|-------|-------|-------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------|--|-------------|--|---|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                           |   | 項目               | (単位) | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度                                 | 25年度  | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題   |             |  |   | 今後の展開(27～31年) |
| 4          | (1)  | 4    |         | 公共施設のバリアフリー化推進事業          | 子育て支援の一環として、施設内にベビーキープを設置   |                  |      | 継続    | 継続    | 継続    | 継続                                   | 継続    | 4                                     | 特になし   | 3           | 必要な個所に設置しており、利用しやすい配置になっている  |   | 健康づくり課        |
| 4          | (1)  | 5    |         | 環境浄化活動の推進「有害図書等自販機の立入調査」  | 青少年の健全育成を図るため、有害図書等を販売する自販機の設置業者に対して立入調査を実施し、有害図書等の除去等の指導を行う。   | 立入調査回数           | 回    | 1     | 1     | 1     | 1                                    | 1     | 5                                     | 業者協力のもと、市内2カ所の自販機立入調査を行っている。   | 3           | 引き続き、年1回の立入調査を実施していく。  |   | 生涯学習課         |
| 4          | (1)  | 6    |         | 環境浄化活動の推進「白ポスト管理」         | 青少年に害を及ぼすと思われる雑誌等の回収を行い、青少年の社会環境浄化活動の推進を図る。   | 白ポスト設置数          | 箇所   | 2     | 2     | 2     | 2                                    | 2     | 5                                     | 概ね2ヶ月に一度、DVDや成人雑誌等の回収を行っている。   | 3           | 引き続き、継続して実施していく必要がある。  |   | 生涯学習課         |
| 4          | (1)  | 7    |         | 環境浄化活動の推進「青少年の健全育成に協力する店」 | 青少年の関わりの深い店舗の社会環境浄化への関心を高めるとともに、青少年の健全育成に向けた協力体制の確立を図るため、青少年相談員と連携しながら登録活動及び既登録店への啓市内道路の危険個所に交通安全施設を整備するとともに施設の維持管理を適正にすることにより交通事故の発生を抑制する。 | 青少年の健全育成に協力する店舗数 |      | 220   | 249   | 246   | 257                                  | 261   | 5                                     | 7月から12月までの活動期間に新規店舗への登録活動を実施している。  | 3           | 引き続き、新規店舗の登録に向け活動していく。   |   | 生涯学習課         |
| 4          | (2)  | 1    |         | 交通安全施設の整備                 | カーブミラーの新設、維持管理により見通しを良好にする。<br>・区画線の補修により通行帯を明確にし安全を図る。<br>・道路照明施設の維持管理により夜間の通行危険を抑制する。   | カーブミラーの設置        | 基    |       | 17    | 25    | 19                                   | 20    | 4                                     | 交通事故防止対策の一環として交通安全施設の整備は必要不可欠となっているが、既設の老朽化が顕著のため第3者被害を防止する観点から計画的に施設の更新をする必要がある。  | 3           |  |   | 交通防犯課         |
| 4          | (2)  | 1    |         | 交通安全施設の整備                 | ↓   | 区画線補修            | m    |       | 17310 | 17248 | 18758                                | 17369 | ↓                                     | ↓  | ↓           |  |   | 交通防犯課         |
| 4          | (2)  | 2    |         | 通学路の安全確保(教育総務課にて調整し記載)    | 通学路の安全確保について情報を収集し、通学路の安全点検を実施する。交通規制、道路管理・整備などについて、関係機関との意見交換を行うことにより、子どもたちの安全で安心な登下校の通学路確保を図る。  |                  |      |       |       |       |                                      |       | 4                                     | 通学路の総点検を平成24年度に実施。対策の必要箇所は小・中学校合わせて57箇所であった。危険箇所については通学路安全対策会議において調整し、平成25年度末までに50箇所が対策済みとなった。<br>総点検での危険箇所以外でも随時、通学路の危険箇所については学校・PTA・地元の自治会長や区長と連絡をとり要望書を提出いただき、古河警察署、境工事事務所、及び市の担当部局 | 2           |  | 交通防犯課・教育総務課   |               |
| 4          | (2)  | 2    |         | 通学路の安全確保                  | 通学路の安全確保について情報を収集し、通学路の安全点検を実施する。交通規制、道路管理・整備などについて、関係機関との意見交換を行うことにより、子どもたちの安全で安心な登下校の通学路確保を図る。  |                  |      |       |       |       |                                      |       | 4                                     | 通学路の総点検を平成24年度に実施。対策の必要箇所は小・中学校合わせて57箇所であった。危険箇所については通学路安全対策会議において調整し、平成25年度末までに50箇所が対策済みとなった。<br>総点検での危険箇所以外でも随時、通学路の危険箇所については学校・PTA・地元の自治会長や区長と連絡をとり要望書を提出いただき、古河警察署、境工事事務所、及び市の担当部局 | 3           | 総点検における対策箇所のうち、未実施の箇所については歩道の整備など道路の拡幅が伴うため時間を要する箇所もある。総点検での危険箇所全てが対策済みとなるよう引き続き、地元の協力を得て早期改善に努める。 |   | 交通防犯課・教育総務課   |
| 4          | (2)  | 3    |         | 安全・快適な道路整備事業              | 安全で快適な交通を確保するため、歩道の整備や老朽化した舗装・道路構造物などの適切な整備や維持・管理を図ります。また、対面通行や歩行者の通行、緊急活動や消火活動に支障をきたす狭い道路を、地域住民の理解のもと4m以上の道路に整備します。                        | 道路舗装率            | %    | 59.04 | 59.45 | 59.80 | 60.14                                | 60.51 | 4                                     | 道路の老朽化や道路の整備要望に対応するため、安定的な予算の確保が必要である。   | 3           | 市内にはいまだ多くの狭い道路が存在している。今後においても、いままで同様安全性や快適性の向上を図るため、事業を進めていく必要がある。                                 | 第1次古河市総合計画において、道路舗装率を平成28年度に61.00%(県内市町村平均値を参考とした)と目標値を設定している | 道路整備課         |
| 4          | (2)  | 3    |         | 安全・快適な道路整備事業              | ↓   | 道路改良率            | %    | 49.99 | 50.53 | 50.94 | 51.28                                | 51.60 | ↓                                     | ↓  | ↓           | ↓  | ↓   | 道路整備課         |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                     | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移                |      |      |      |      | ↓5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |      | ↓1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |  | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)                | 担当課 |               |
|------------|------|------|---------|-------------------------|---|------------------------|------|------|------|------|-------------------------------------|------|--------------------------------------|--|-------------|--------------------------------------|-----|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                         |   | 項目                     | (単位) | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度                                | 25年度 | 実施状況の5段階評価                           | 事業実施の現状と課題   |             |                                      |     | 今後の展開(27～31年) |
| 4          | (2)  | 4    |         | 防犯に配慮した環境整備             | 都市公園や市営住宅敷地内に防犯灯を整備し、防犯対策を整える。また、市営住宅敷地内に不審者対策の看板を設置する。                           | 市営住宅敷地内の防犯灯(整備済)       | 塔    | 39   | 39   | 39   | 39                                  | 39   | 1                                    | 防犯灯と看板の現状を調査把握し、整備計画の検討を行う必要がある。   | 3           | 課題を整備していく。                           |     | 都市計画課・営繕住宅課   |
| 4          | (2)  | 4    |         | 防犯に配慮した環境整備             | ↓   | 市営住宅敷地内の防犯灯(新規整備)      | 塔    | 0    | 0    | 0    | 0                                   | 0    | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 都市計画課・営繕住宅課   |
| 4          | (2)  | 4    |         | 防犯に配慮した環境整備             | ↓   | 市営住宅敷地内の不審者対策の看板(整備済)  | 箇所   | 3    | 3    | 3    | 3                                   | 3    | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 都市計画課・営繕住宅課   |
| 4          | (2)  | 4    |         | 防犯に配慮した環境整備             | ↓   | 市営住宅敷地内の不審者対策の看板(新規整備) | 箇所   | 0    | 0    | 0    | 0                                   | 0    | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 都市計画課・営繕住宅課   |
| 4          | (2)  | 4    |         | 防犯に配慮した環境整備             | 都市公園に園内灯を整備し、防犯対策を整える。  |                        |      |      |      |      |                                     |      | 4                                    | ・公園園内灯の球切れ等は、自治会長や近所の住民より連絡があり次第、修繕を行っている。<br>・公園の樹木の枝等が、電灯の明かりを遮ったりした場合は、樹木の剪定を随時行っている。<br>・園内灯の球切れや樹木の枝切りは、住民より連絡がないと把握できない。<br>防犯灯設置要綱に基づき設置可・不可の判定し回答している。設置要望が多く、設置工事ではLED防犯灯を使用し電気料金と球切れ等の修繕軽減を計っている。<br>防犯灯設置要望については各行政自治会に補助金制度を設け、設置から維持管理まで各行政自治会で管理することで、設置要望の見直しが図られ、コストを抑える効果があると思われる。<br>既存の防犯灯(約12,000基以上あり)を | 3           | 公園の園内灯は、維持管理できている。                   |     | 都市計画課・営繕住宅課   |
| 4          | (2)  | 5    |         | 防犯灯の整備促進                | 防犯灯を整備し、暗がりを解消し犯罪及び事故を未然に防止する。  | 防犯灯設置基数                | 基    | 50   | 40   | 76   | 38                                  | 60   | 5                                    | 防犯灯設置要望については各行政自治会に補助金制度を設け、設置から維持管理まで各行政自治会で管理することで、設置要望の見直しが図られ、コストを抑える効果があると思われる。<br>既存の防犯灯(約12,000基以上あり)を  | 3           |                                      |     | 交通防犯課         |
| 5          | (1)  | 1    |         | 講演会・セミナー等の開催及び広報        | 男女共同参画に関する意識啓発を進めるためにセミナーや講演会を開催する。   | 啓発事業:セミナー等の開催          | 回    |      | 3    | 3    | 4                                   | 5    | 4                                    | 男女共同参画について、市民に対する幅広い推進を目指す。  | 3           | 意識啓発は継続して行う必要がある。                    |     | 人権男女共同参画室     |
| 5          | (1)  | 1    |         | 講演会・セミナー等の開催及び広報        | ↓   | (延べ参加者数)               | 人    |      | 320  | 476  | 475                                 | 687  | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 人権男女共同参画室     |
| 5          | (1)  | 1    |         | 講演会・セミナー等の開催及び広報        | ↓   | 男女共同参画フォーラムの開催         | 回    |      | 1    |      | 1                                   |      | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 人権男女共同参画室     |
| 5          | (1)  | 1    |         | 講演会・セミナー等の開催及び広報        | ↓   | (延べ参加者数)<br>※原則隔年開催    | 人    |      | 550  |      | 550                                 |      | ↓                                    | ↓  | ↓           | ↓                                    |     | 人権男女共同参画室     |
| 5          | (1)  | 2    |         | 働き方の見直しに関する啓発           | 県が実施している、仕事と家庭の両立応援事業や、子育て中の就職活動に対する支援事業のPRパンフレット等により、サービス窓口の情報提供を行う。             |                        |      |      |      |      |                                     |      | 4                                    | 県等が実施する仕事と家庭の両立応援施策や子育て中の就職活動に対する支援策についてPRを行うことにより、情報提供・サービス窓口の周知を行って  | 3           | 引き続き、県等と連携し、周知を図っていきたい。              |     | 商工政策課         |
| 5          | (1)  | 3    |         | 仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供 | 子育てをしている保護者が安心して仕事ができるよう、県などの関係機関と連携を図り、仕事と子育ての両立のための情報提供などを行う。                   |                        |      |      |      |      |                                     |      | 4                                    | ホームページ掲載、冊子や保育所・幼稚園ガイドブック等による周知  | 3           | 引き続き、県等と連携し、仕事と子育ての両立をするための情報提供に努める。 |     | 子育て対策課        |
| 5          | (2)  | 1    |         | 仕事と育児・介護の両立の支援          | 県が実施する「子育てママ再就職支援事業」やハローワーク古河のマザーズコーナー等のPRパンフレットにより、子育て中の就職活動を支援するサービス窓口の情報提供を行う。 |                        |      |      |      |      |                                     |      | 4                                    | 妊娠、出産、育児等の理由で退職した方のうち再就職を希望する方を対象に、再就職のための準備として基礎知識を身につけていただくために県が実施している、「子育てママ再就職支援事業」やハローワーク古河のマザーズコーナー等のPRパンフレットにより、子育て中の就職活動を支援するサービス  | 3           | 引き続き県、ハローワークなどと連携し、周知を図ってきたい。        |     | 商工政策課         |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                    | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移                               |      |      |      |      | ↓5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |      | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外                      |  | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課                                    |   |                          |
|------------|------|------|---------|------------------------|---|---------------------------------------|------|------|------|------|-------------------------------------|------|--|--|---|---|--|---|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                        |   | 項目                                    | (単位) | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度                                | 25年度 | 実施状況の5段階評価   | 事業実施の現状と課題   |   |   |  | 今後の展開(27～31年)   | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 5          | (2)  | 2    |         | 産休明け保育の推進              | 出産後の養育者の就労と子育て両立支援のため、産休明け保育の実施を充実する。出産後の保育所入所については、保護者のニーズに答えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を保育需要が増加傾向にあることから、多様なニーズに対応できるよう、事業所内での保育施設の推進を図る。また、適正な運営を図るための指導監査業務を充実していく。   |                                       |      |      |      |      |                                     | 4    | 出生前から受付すること等の方法により、当該年度の乳児の途中入所希望数について把握し計画的に入所できるようにしている。 | 3  | 産・育休明け予約をすることにより、仕事と育児の両立を図ることができるので現状を維持し引き続き支援する。 |   |  | 子育て対策課  |                          |
| 5          | (2)  | 3    |         | 事業所内保育施設の推進            | 事業所内保育施設設置数   | 施設                                    |      | 4    | 4    | 4    | 4                                   | 4    | 4  | 計画作成時には実施事業所は7施設でしたが、現在は10施設と増加しました。また、市職員による児童監査の実施により、施設及び運営の改善指導を行っ   | 3   | 今後も引き続き継続が必要な事業です。  |  |   | 子育て対策課                   |
| 5          | (2)  | 3    |         | 事業所内保育施設の推進            | ↓   | その他の事業所                               | 施設   |      | 6    | 6    | 6                                   | 6    | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |   | 子育て対策課                   |
| 5          | (2)  | 3    |         | 事業所内保育施設の推進            | ↓   | 合計                                    | 施設   |      | 10   | 10   | 10                                  | 10   | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   |  |   | 子育て対策課                   |
| 5          | (2)  | 4    |         | 事業所等における育児休業制度の導入の促進   | 労働時間の短縮を図るとともに、事業所等と協力して育児休業を取得しやすい環境づくりや男性の育児休業を取得しやすい環境づくりや男性の育児取得のPRを図る。   | 男性の育児休業取得率(事業所) ※男女共同参画に関する意識調査(N=72) | %    | 2.9  |      |      |                                     |      | 4  | 工業会と連携し、企業に対し国の施策等について情報提供、PRを行っている。意識調査の数値上では取得率は上昇しているが、引き続きPRを図る。   | 3   | 政府のの主要施策に女性の活躍が重要とあることから、男女が共に仕事と育児を両立するために、働き方の見直し、育児休業制度導入促進は必要。                              | 男性の育児取得率については、目標値は越えているが、古河市全企業に引き続きPR |   | 人権男女共同参画室・商工政策課          |
| 6          | (1)  | 1    |         | 幼児交通安全教室の実施            | 子どもの発達段階により交通事故の状況も変化しているために段階に応じた交通安全指導が必要であり幼稚園、保育園児を対象にして交通安全教室を行っている。6月から7月にかけて市内全 保育園幼稚園対象に実施。   | 交通安全教室実施幼稚園等の施設数                      | 施設   | 39   | 41   | 38   | 40                                  | 40   | 4  |  |   |   |  |   | 交通防犯課                    |
| 6          | (1)  | 2    |         | 児童・生徒の交通安全教室の実施        | 子どもの発達段階により交通事故の状況も変化しているために段階に応じた交通安全指導が必要であり小中学生生徒を対象にして交通安全教室を行っている。小学校新入児童・道路の歩き方について小学校3、4年生児童・自転車の点検・乗り方について交通安全関係団体における活動として立哨活動を働きかけている。また、立哨活動時に必要となる立哨旗等を必要とされる人に対して無償貸与している。通学路において危険箇所の報告があった場合には、児童生徒の安全確保のため、随時、学校に         | 市内小中学校交通安全教室実施校数                      | 校    | 28   | 28   | 28   | 29                                  | 28   | 4  | 小学校では、新入学1年生と自転車運転が許可される3～4年生・中学校では新入学1年生を対象として交通安全教室を各学校に案内し実施している。交通安全の意識を持ってもらうには、多くの生徒を対象にすべきたが全学年を対                           | 3   |   |  |   | 交通防犯課                    |
| 6          | (1)  | 3    |         | 街頭立哨活動の推進              | 交通安全関係団体における活動として立哨活動を働きかけている。また、立哨活動時に必要となる立哨旗等を必要とされる人に対して無償貸与している。通学路において危険箇所の報告があった場合には、児童生徒の安全確保のため、随時、学校に   |                                       |      |      |      |      |                                     |      | 3  | 立哨指導は、地域・学校により対応が様々であり把握していない。   | 3   |   |  |   | 教育総務課・指導課・交通防犯課          |
| 6          | (1)  | 4    |         | チャイルドシートリサイクル促進事業の推進   | チャイルドシートの着用・再利用を促進することを目的に不要になったチャイルドシートを登録して再利用者に譲渡した場合に提供者に対して奨励金を交付する制度である。  | チャイルドシートリサイクル促進奨励金交付件数                | 件    | 19   | 6    | 3    | 3                                   | 1    | 4  | 現在では、チャイルドシートの使用率は高まっている。この制度は、譲渡者と譲受け人として話し合ってもらうのが希望タイプと違うなどの理由で成立が難しい状況である。しかし、チャイルドシートの再利用促進と安全協会で行ってる貸出事業とで利用者が選出出来るため現状維持する。 | 3   |   |  |   | 交通防犯課                    |
| 6          | (1)  | 5    |         | チャイルドシートの貸し出しの促進       | 古河地区安全協会にてチャイルドシートを短期間(最長6か月以内)使用したい人に貸し出す事業で、安全協会会員のみ利用できる。  | チャイルドシート貸出数(安全協会)                     | 件    | 4    | 3    | 2    | 1                                   | 7    | 4  | 平成24年度までは、取扱台数が少なかったが増数してから短期間の利用限定があるにもかかわらず利用数が増え  | 3   |   |  |   | 交通防犯課                    |
| 6          | (2)  | 1    |         | 防犯訓練の実施                | 保育所、小学校の不審者の侵入時における対処訓練を実施する。施設の状況に沿った対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。また、緊急連絡や対応体制を整えていく。   |                                       |      |      |      |      |                                     |      | 5  | 保育所・保育園の全施設において、不審者対応マニュアルの作成及び防犯訓練が実施されています。児童に関する事件が多発している現在、今度も対応体制を強化していく必要があります。  | 3   | 今後も引き続き継続が必要な事業です。  |  |   | 子育て福祉課・指導課               |
| 6          | (2)  | 2    |         | 防犯情報ネットワークの推進          | 幼児・児童・生徒の安全確保に関する防犯情報ネットワークを推進する。茨城県不審者情報システムに各学校からの書き込みによる情報の共有の推進を図る。発生した事件・事故においては学校同士での情報の伝達(FAX)、保護者への文書通知などにより注意喚起を図るほか、教育委員会から携帯電話等にメール機能を利用して不防犯教室の実施や啓発広報活動により、自己防衛、犯罪意識の向上を図り、なた防犯パトロール等の実施により犯罪発生を抑止し、ピラ、捨て看板等の撤去により青少年の非行を防ぐ。 |                                       |      |      |      |      |                                     |      | 2  | 本事業のうち、市が主導で運用する携帯電話等を活用したメール配信システムは、保護者負担(315円/人)を必要としており、登録者数の増加が見込めない。これによりメール配信の内容は極めて限定的となり、連絡手段の補助的な役割にとどまっている。              | 1   | 本事業は、児童生徒の安全確保に大きく貢献する事業であることは明白であり、継続が妥当である。しかしながら運用するシステムの妥当性は検討の必要があり、低コスト且つ利便性の高いシステムへの移行が必 | 登録者数・配信数                               | 平成26年度より新システムへ移行し、保護者負担を無くした。これにより平成26年7月1日現在の登録者数は7886人であり、市内小中学校の全児童数の約70%となってい | 教育総務課                    |
| 6          | (2)  | 3    |         | 防犯教室の実施                | 市内小中学校外   | 回                                     |      |      | 12   | 27   | 27                                  | 5    | 5  | 各小学校への防犯教室は児童を犯罪から守る、犯罪に遭わないためにも自己防衛も含め必要不可欠である。   | 3   |   |  |   | 交通防犯課                    |
| 6          | (2)  | 4    |         | 防犯パトロールの実施(セーフティマイタウン) | 防犯パトロールを実施し犯罪を未然に防ぐ。  |                                       |      |      |      |      |                                     | 5    | 5  | 今年度から公用車を市民活動支援として防犯ボランティア団体に貸し出しが可能となった為、今後活動範囲も広がり犯罪抑止効果が期待される。  | 3   |   |  |   | 交通防犯課                    |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名              | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)  | 事業実績の推移                |      |       |         |         | 1 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |         | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課                                     |               |                          |
|------------|------|------|---------|------------------|--|------------------------|------|-------|---------|---------|--------------------------------------|---------|---------------------------------------|---|-------------|---|---|---------------|--------------------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                  |  | 項目                     | (単位) | 21年度  | 22年度    | 23年度    | 24年度                                 | 25年度    | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |             |   |   | 今後の展開(27~31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入) |
| 6          | (2)  | 5    |         | 子どもを守る110番の家の活用  | 子どもを犯罪や危険から守るための事業である。児童生徒の登下校時に不審者から声をかけられたり具合が悪くなったりした時に、一時的に保護してくれる家庭や事業所などを緊急避難先として登録する。協力する店舗等にはステッカーを掲示してもらい目印にしている。   | 子どもを守る110番の家登録件数       | 件    | 3188  | 3221    | 3190    | 3154                                 | 3091    | 5                                     | 10月末現在で各小学校に協力者の取りまとめ依頼を行い、生涯学習課では、その名簿をもとに保険加入を行っている。  | 3           | 引き続き、協力者を募っていく。   |   | 生涯学習課         |                          |
| 6          | (2)  | 6    |         | 児童クラブの防犯・防災対策の推進 | 放課後児童の遊びや生活の場を提供する安全・安心な施設として、防犯対策、不審者対策、防犯対策を図る。  | 機械警備実施                 | 小学校区 | 22    | 22      | 22      | 22                                   | 22      | 2                                     | 防犯・不審者マニュアルおよび事故防止マニュアルが未作成。今後、早急に作成が必要。<br>名崎児童クラブで機械警備未実施。<br>古河市消防団幼少年防火教室を平成24年度より市内の児童クラブにおいて年6回実施。  | 2           | 名崎児童クラブは、今年度新たに建設を予定しており、機械警備実施となる予定。   | 防犯・不審者マニュアルおよび事故防止マニュアルの作成              |               | 子育て対策課                   |
| 7          | (1)  | 1    |         | 児童虐待の早期発見と対応     | あらゆる機会を利用して児童虐待の早期発見と早期通告を呼びかけるとともに、虐待通告に際しては、専門相談員を配置し、早期の対応に努める。また、関係機関からの情報を集約し、有事の際は迅速な対応ができるような連携・連絡体制を構築する。  | 新規児童虐待対応件数             | 件    | 25    | 24      | 11      | 82                                   | 64      | 4                                     | 児童虐待を早期に発見できる仕組みは徐々に構築されつつあるものの、十分とは言えない状況である。今後は早期発見の仕組みをより強化するため、関係機関との更なるネットワークの形成に努めなければならない。<br>また、担当する職員や相談員には専門的な判断を求められることが多いが、現状では専門性も十分とは言えないため、職員や相談員のスキルアップを図る。   | 2           | 虐待通告の件数や相談件数も増加しているため、現状の体制では対応しきれなくなっている。人員を拡充するなど体制の充実を図るほか、積極的に研修に参加させるなど、スキルアップに努めなければならない。   | 古河市虐待DV対策基本計画<br>基本目標 I 「情報提供・啓発・周知の徹底」 |               | 健康づくり課・福祉総務課             |
| 7          | (1)  | 1    |         | 児童虐待の早期発見と対応     | 乳幼児健診、健康相談、家庭訪問等母子に関わるあらゆる機会において児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援  | 乳児全戸訪問実施率              | %    | 79    | 79      | 82      | 92                                   | 96      | 4                                     | 平成21年度より乳児家庭全戸訪問を実施し、25年度においては、実施率96%を超えた。早い時期から、虐待の早期発見・予防に取り組んでいる。また、乳幼児健診についても、3か月児健診98.2%、1歳6か月児、94.9%、3歳児健診、97%といずれも高い受診率を推移している。未受診者についても、電話連絡や家庭訪問で受診勧奨および状況把握に努めているところである。<br>福祉総務課に虐待DV対策地域協議会を設置しており要保護児童対策協議会を兼ねており、福祉総務課、児相と定期的にケースカンファレンスを行った。<br>平成20年2月に古河市虐待DV対策地域協議会が組織されて以来数年が経過するが、協議会の名称及び活動内容はまだ十分に周知されているとは言えない状況である。今後は、キャンペーンや研修会、講演会を通じて当該協議会の活動目的や活動内容について、広く | 3           | 「乳児家庭全戸訪問」については、実施率100%をめざし、生後4か月までに訪問できない家庭についても、状況把握に努め、虐待の起こりうる家庭の早期発見を行う。<br>また、乳幼児健診についても、虐待のハイリスクとなりうる健診未受診者の把握、発育・発達の見守りについて、丁寧に関わっていく。また、関係機関との連携を図りながら虐待の防止に努める。 |   | 健康づくり課・福祉総務課  |                          |
| 7          | (1)  | 2    |         | 児童虐待防止ネットワークの強化  | 児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待に対応する組織として「古河市虐待DV対策地域協議会」を設置・運営し、さまざまな会議などを通じて関係機関との連携及び情報の共有に努める。また、虐待等の防止を目的とした広報・啓発活動を行うほか、研修会や講演会を実施する。  | 古河市虐待DV対策地域協議会代表者会議    | 回    | 1     | 1       | 1       | 1                                    | 1       | 4                                     | 古河市虐待DV対策地域協議会には、代表者会議や実務者会議などのさまざまな会議が存在するが、それぞれの会議の円滑な運営と効果的な活用については、まだ改善や改良の余地があり、より効果的で効率的  | 2           | 古河市虐待DV対策基本計画<br>基本目標 V 「地域連携と推進体制の確立」  |   | 福祉総務課         |                          |
| 7          | (1)  | 2    |         | 児童虐待防止ネットワークの強化  |  | 古河市虐待DV対策地域協議会実務者会議    | 回    |       | 1       | 3       | 3                                    | 3       | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   |   | 福祉総務課         |                          |
| 7          | (1)  | 2    |         | 児童虐待防止ネットワークの強化  |  | 児童相談所とのケース検討会議         | 回    | 10    | 11      | 11      | 12                                   | 12      | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   |   | 福祉総務課         |                          |
| 7          | (1)  | 3    |         | 養育支援家庭訪問事業       | 様々な要因により養育支援を必要とする家庭に訪問し、具体的な養育に関する指導・助言を行い、養育上の問題の解決・軽減を図る。   | 養育支援訪問家庭数 実/延          | 件    | 28/62 | 50/80   | 37/72   | 59/95                                | 46/87   | 4                                     | 妊娠届や乳児家庭全戸訪問からの把握や、関係各課、医療機関等からの情報提供により把握した支援が必要な家庭に訪問を実施。継続的な支援を必要とする家庭が増加している。  | 3           | ケース検討会議の定期的な実施により、個々の複雑なケースについて対応を検討していく。関係機関との連携を図っていく。  |   | 健康づくり課        |                          |
| 7          | (1)  | 4    |         | 家庭児童相談の充実        | 子どもと子どもを取り巻く環境の中で起こるさまざまな問題に対し、職員と相談員が専門的な立場から相談に応じる。  | 新規児童相談受付件数(児童虐待相談含む)   | 件    | 79    | 68      | 54      | 141                                  | 138     | 4                                     | 子どもを取り巻く環境は時代とともに変遷し、家庭や学校において新たな問題が発生し、より複雑化、重層化する傾向にある。よって、これらの相談に対応するためには関係機関との連携を強化し、最新情報の共有に努めるほか、職員や相談員の相談対応技術のスキル  | 2           | 研修の機会を増加し、職員や相談員のスキルアップを図るほか、相談業務におけるスーパーバイザーの養成も必要である。また、相談件数も増加していることから、適切な人員配置も検討する必要がある。  | 古河市虐待DV対策基本計画<br>基本目標 II 「相談体制の強化」      |               | 福祉総務課                    |
| 7          | (1)  | 5    |         | 虐待被害児対策          | 虐待被害児のケアを推進します。  |                        |      |       |         |         |                                      |         | 3                                     | 被害児を取り巻く関係機関、及び福祉総務課が要保護児童対策協議会を主幹しているため、今後も引き続き、連携を取りながら対応していく。  | 2           |   |   | 福祉総務課・健康づくり課  |                          |
| 7          | (1)  | 6    |         | 教員に対する児童虐待の研修    | 外部講師による研修の他に、各研修会や訪問指導で虐待に関する事項にも触れ、研修を進める。<br>親の離婚等によって父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母等に対し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図る。   |                        |      |       |         |         |                                      |         | 4                                     | 母子父子家庭の生計の一助となっているが、ひとり親世帯ではパート就労等の低所得者が多いことから、安定した収入が見込まれる資格を取得するための高等職業訓練給付金事業等を推進する必要がある。  | 3           | 児童生徒への虐待を教職員が見逃さないためにも必要であ  |   | 指導課           |                          |
| 7          | (2)  | 1    |         | 児童扶養手当の支給        | 外部講師による研修の他に、各研修会や訪問指導で虐待に関する事項にも触れ、研修を進める。<br>親の離婚等によって父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母等に対し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図る。<br>・全部支給<br>対象児童1人の場合 月額41,020円(H26.4.1現在)<br>対象児童が2人の場合は上記の金額に5,000円、3人目以降の場合は3000円ずつが加算され | 年間支給額                  | 千円   |       | 603,391 | 655,263 | 648,836                              | 636,943 | 5                                     |   | 3           | 国の政策による。  |   | 子育て応援課        |                          |
| 7          | (2)  | 1    |         | 児童扶養手当の支給        |  | 延月人数(全部支給、一部停止、2子以降加算) | 人    |       | 25,717  | 25,558  | 25,336                               |         | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   |   | 子育て応援課        |                          |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名             | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移                   |      |            |            |            | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |            | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値 | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課                       |               |
|------------|------|------|---------|-----------------|---|---------------------------|------|------------|------------|------------|--------------------------------------|------------|---------------------------------------|---|-------------|---|---------------------------|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                 |   | 項目                        | (単位) | 21年度       | 22年度       | 23年度       | 24年度                                 | 25年度       | 実施状況の5段階評価                            | 事業実施の現状と課題  |             |   |                           | 今後の展開(27~31年) |
| 7          | (2)  | 2    |         | 児童育成手当の支給       | 父子家庭を対象としたが、平成22年8月に父子も児童扶養手当対象となったため、現在支給事業は行っていない。  |                           |      |            |            |            |                                      |            |                                       |   |             |   | 子育て応援課                    |               |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | 配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じ、緊急的に避難が必要な女性、母子を一時保護し、現状打開もしくは自立を支援する。また、平成23年度策定のDV対策基本計画に基づき、さらなる支援体制の強化を図り、DV被害者の救済を実現する。母子生活支援施設、助産施設の入所利用により、施設での女性(児童)保護を実施する。  | 新規相談受付人数                  | 人    | 115        | 126        | 126        | 129                                  | 120        | 4                                     | 相談受付状況は、平成21年度から平成25年度はほぼ横ばいとなっている。DV相談は平成24年度から急増しており、平成25年度も同様に増加傾向にあった。DVに関する認識が広まったことにより、DV相談は今後もますます増加すると思われる。利用者のニーズに十分に答えていくために、相談員の配置や専門性の向上等の改善が必要と思われる。 | 2           | 相談受付人数は横ばいのなか、DV相談ケースが増えてきており、緊急的な対応や継続的な関わりが必要なケースについて、現在の職員の勤務体制では厳しい場合がある。利用者のニーズに十分に答えていくため、相談体制の拡充が必要と思われる。また、市民に対し、DV防止を呼びかける広報啓発 | ・古河市虐待・DV対策基本計画(平成23年度策定) | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | ↓   | 内新規DV相談                   | 人    | 45         | 45         | 36         | 62                                   | 67         | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | ↓   | 延べ相談件数                    | 人    | 404        | 467        | 396        | 312                                  | 295        | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | ↓   | 一時保護の移送                   | 件    | 4          | 4          | 5          | 6                                    | 5          | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | ↓   | 母子生活支援施設への入所              | 件    | 1          | 1          | 2          | 4                                    | 2          | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 3    |         | 配偶者暴力相談支援センター事業 | ↓   | 住民基本台帳閲覧制限支援              | 件    | 21         | 15         | 15         | 26                                   | 25         | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 福祉総務課         |
| 7          | (2)  | 4    |         | 母子父子家庭医療福祉費支給制度 | 18歳まで子どもを養育しているひとり親の母または父及びその子どもに対し、医療費の自己負担金を助成する制度。<br>※制度で定める所得制限額がある。   | 受給者数                      | 人    | 3,761      | 3,380      | 3,521      | 3,473                                | 3,380      | 4                                     | 県補助事業であり、負担割合は県・市1/2。   | 3           | ひとり親家庭の経済的負担を軽減するためにも、継続していく必要がある。  |                           | 国保年金課         |
| 7          | (2)  | 4    |         | 母子父子家庭医療福祉費支給制度 | ↓   | 支給金額                      | 千円   | 75,977     | 74,425     | 70,783     | 72,314                               | 67,118     | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 国保年金課         |
| 7          | (3)  | 1    |         | 障害児に対する手当の支給    | 【目的】重度の障がいのある方に対して、障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としている。<br>【障害児福祉手当】対象：身体又は精神に重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。<br>1人につき月額14,140円を支給する。(平成26年7月現在)<br>【在宅心身障害児福祉手当】対象：知的、身体又は精神等に障がいのある20歳未満の児童を養育している方。<br>1人につき月額3,000円を支給する。(平成26年7月現在)<br>【特別児童扶養手当】対象：知的、身体又は精神等に障がいのある20歳未満の児童を養育している方。                                     | 障害児福祉手当受給者数(延べ人数)         | 人    | 1,042      | 1,019      | 974        | 958                                  | 972        | 5                                     | 身体障害者手帳・療育手帳の交付時に該当する可能性がある方に案内。また、広報とホームページを利用して、周知を図っている。   | 3           | 障害児の負担軽減のため、今後も継続しての実施が必要であり、対象者の把握に努め、適正に案内する必要がある。  |                           | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 1    |         | 障害児に対する手当の支給    | ↓   | 障害児福祉手当支出額                | 円    | 14,983,960 | 14,653,220 | 13,965,670 | 13,687,990                           | 13,849,360 | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 1    |         | 障害児に対する手当の支給    | ↓   | 在宅心身障害児福祉手当受給者数(延べ人数)     | 人    | 1,920      | 1,946      | 1,909      | 1,767                                | 1,699      | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 1    |         | 障害児に対する手当の支給    | ↓   | 在宅心身障害児福祉手当支出額            | 円    | 5,760,000  | 5,838,000  | 5,727,000  | 5,301,000                            | 5,097,000  | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 1    |         | 障害児に対する手当の支給    | ↓   | 特別児童扶養手当(12月31日時点受給資格者)   | 人    | 237        | 233        | 226        | 220                                  | 211        | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 2    |         | 重度障害児支援事業       | 【目的】障害等の日常生活がより円滑に行われるため、経済的負担を軽減し社会生活の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。<br>【日常生活用具給付事業】対象：日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(障害の程度による対象種目については、実施要綱に記載)<br>【住宅リフォーム助成事業】対象：特別障害者手当の所得制限限度額を超えない、身体障害者手帳1級、若しくは2級の下肢若しくは体幹機能障害児(者)又は療育手帳○Aの知的障害児(者)<br>【歯科治療施設通院の助成】対象：肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳所持者、○A又はAの療育手帳所持者<br>【福祉タクシー利用料金の助成】対象：身体障害者手帳3級以上の方、視覚障害4級又は肢体不自由下肢障害4級以上の方 療育手帳○A又は | 身体障害者(児)日常生活用具給付事業        | 人    | 1,141      | 1,127      | 1,233      | 1,285                                | 1,292      | 4                                     | 今後、障害のある方が増える傾向にあるため、障害者等のニーズを的確に把握し、事業の充実を図る必要がある。   | 3           | 障害の特性に合わせた適切な用具の給付を図るとともに、事業の周知、利用の普及・啓発を図る。また需要動向をみながら財源の確保に努める。   |                           | 障がい福祉課・国保年金課  |
| 7          | (3)  | 2    |         | 重度障害児支援事業       | ↓   | 重度心身障害児(者)住宅リフォーム助成事業     | 人    | 6          | 3          | 5          | 2                                    | 6          | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課・国保年金課  |
| 7          | (3)  | 2    |         | 重度障害児支援事業       | ↓   | 重度障害児(者)歯科治療施設通院の助成(延べ人数) | 人    | 57         | 65         | 87         | 55                                   | 87         | ↓                                     | ↓   | ↓           | ↓   | ↓                         | 障がい福祉課・国保年金課  |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名                   | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入) | 事業実績の推移   |                   |      |        |       | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |      | 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外 |   | 事業の評価指標と目標値   | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課   |               |
|------------|------|------|---------|-----------------------|---------------------------|---|-------------------|------|--------|-------|--------------------------------------|------|-------------------------------------|---|---|---|---|---------------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |                       |                           | 項目  | (単位)              | 21年度 | 22年度   | 23年度  | 24年度                                 | 25年度 | 実施状況の5段階評価                          | 事業実施の現状と課題  |   |   |   | 今後の展開(27～31年) |
| 7          | (3)  | 2    |         | 重度障害児支援事業             | ↓                         | 心身障害児(者)福祉タクシー利用料金の助成(述べ)   | 人                 | 392  | 390    | 337   | 383                                  | 380  | ↓                                   | ↓   | ↓   | ↓   | 障がい福祉課・国保年金課  |               |
| 7          | (3)  | 3    |         | 特別支援教育の充実             | ↓                         | 幼稚園、保育園(所)、小中学校の保護者が小中学校の特別支援学級への入級を希望した場合、就学相談や教育相談を行い、教育支援委員会の判定を受け、特別支援学級に入級し支援を行う。また特別支援教育講演会や巡回相談を行い、特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行う。   | 特別支援教育巡回相談        | 校    | 15     | 15    | 16                                   | 18   | 19                                  | 5   | 就学相談、巡回相談が年々増加し、特別な配慮を要する児童生徒数が増加している。その適切な対応の仕方についての研修が今後も望まれる。  | 3   | 現在の取組における通常学級における特別支援教育の推進が望まれる。  | 指導課           |
| 7          | (3)  | 3    |         | 特別支援教育の充実             | ↓                         | 特別支援教育講演会   | 回                 | 1    | 1      | 1     | 1                                    | 1    | 1                                   | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 指導課           |
| 7          | (3)  | 3    |         | 特別支援教育の充実             | ↓                         | 特別支援教育集合指導  | 回                 | 3    | 3      | 3     | 3                                    | 3    | 3                                   | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 指導課           |
| 7          | (3)  | 4    |         | 就学前児童を対象とした就学指導相談     | ↓                         | 就学前の特別な配慮を要する未就学児に対する就学相談に努め、その対応の仕方について指導助言を行う。また学校、保育所(園)、幼稚園、関係機関との連携を強化していく。  | 就学前児童を対象とした就学指導相談 | 回数   | 102    | 205   | 209                                  | 183  | 247                                 | 5   | 保護者との面談、保育所(園)、幼稚園への生活状況調査、就学予定小学校への見学等を実施し、具体的な支援の方法や適応能力の育成について指導助言を行っている。  | 3   | 年々、就学相談が多くなってきている。保護者に対して、教育支援委員会や特別支援学級への入級の手続き等についての説明を学校側と連携をし、丁寧に説明しながら進めていく必要                | 指導課           |
| 7          | (3)  | 4    |         | 就学前児童を対象とした就学指導相談     | ↓                         | 巡回相談  | 回数                | 73   | 55     | 40    | 55                                   | 54   | ↓                                   | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 指導課           |
| 7          | (3)  | 5    |         | 発達支援相談事業(ポーターズ発達相談事業) | ↓                         | 発達の遅れや偏りが見られる乳幼児と保護者に対し、ポーターズ指導相談員と保健師により、乳幼児の発達の遅れや偏りが見られる子どものために開発された「ポーターズ早期教育プログラム」の技法を用い、家庭での適切な援助ができるよう保護者に個別の指導・相談を実施する。<br>目的・内容:障害児に対し通園により日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。平成24年度から法改正により障害者自立支援法の児童デイサービスから児童福祉法の障害児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)に位置づけされている。<br>【児童発達支援】対象:療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児。<br>【放課後等デイサービス】対象:学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。<br>【あすなろ教室】対象:児童発達支援、放課後等 | 相談者数(実人員/述人員)     | 人    | 15/117 | 11/55 |                                      |      |                                     | 1   | 障害者自立支援法による児童発達支援事業所及び医療機関による療育施設の充実により、平成22年度をもって事業廃止。   | 5   |   | 健康づくり課        |
| 7          | (3)  | 6    |         | 障害児デイサービス事業           | ↓                         | 実利用児童延べ人数   | 人                 |      |        | 1503  | 1794                                 | 2179 | 4                                   | 現在市内に4カ所サービス提供事業所があるが、定員がいっぱいであり新規の受け入れが困難になってきている。また、発達障害に対する理解が広がった事で、手帳未取得児童の利用希望増加や長期休暇時の利用については予約が取れない状況になっており、事業の充実を図る必要性がある。 | 2   | 市内にサービス提供事業所が少ない為、新規の受け入れや利用回数に限界がある。保護者のニーズにある長期休暇(夏休み等)の利用、個別療育の充実も可能になるよう事業所の開拓をしていく必要がある。 | 障がい福祉課  |               |
| 7          | (3)  | 6    |         | 障害児デイサービス事業           | ↓                         | (内訳)児童発達支援  | 人                 |      |        | 1503  | 1282                                 | 1521 | ↓                                   | ↓   | ↓   | ↓   | 障がい福祉課  |               |
| 7          | (3)  | 6    |         | 障害児デイサービス事業           | ↓                         | (内訳)放課後等デイサービス  | 人                 |      |        |       | 512                                  | 658  | ↓                                   | ↓   | ↓   | ↓   | 障がい福祉課  |               |
| 7          | (3)  | 6    |         | 障害児デイサービス事業           | ↓                         | (内訳)あすなろ教室  | 人                 | 20   | 10     | 0     | 0                                    | 0    | ↓                                   | ↓   | ↓   | ↓   | 障がい福祉課  |               |
| 7          | (3)  | 7    |         | 障害児短期入所事業(ショートステイ)    | ↓                         | 目的・内容:自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある児童を障害者支援施設等で短期間保護し、入浴、排せつ、食事ほか、必要な介護を行う。緊急時だけでなく、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担っている。<br>対象者:障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童  | 短期入所 支給決定児童数      | 人    | 66     | 71    | 65                                   | 56   | 50                                  | 4   | この事業は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つとして位置づけられており、障害者・児ともに利用できるサービスである。市内には、短期入所事業所が5ヶ所あるが、障害児の受け入れが可能な事業所は3ヶ所のみとなっており、現状では近隣市町村の事業所を利用している場合も多い。距離が遠く、送迎サービスもないため、利用に至らない方も多い。また、各事業所とも短期入所枠(障害者・児)は1～4床しかなく、希望者も多いため、利用希望日や緊急時に利用ができないということもあり、利用希望者のニーズに対応できる事業の拡充が平成25年度 身体障害のある児童の受け入れを行うに当たり、下辺見児童クラブで手すり・スロープを設置。諸川児童クラブで手すりを設置。 | 2   | 市内・近隣に短期入所事業所・ベット数が少なく、緊急時や希望時に利用できないことが多いため、身近な地域で利用希望者のニーズに応えられるよう、事業所の受け入れ規模拡大・新規事業所の開拓が必要である。 | 障がい福祉課        |
| 7          | (3)  | 8    |         | 障害児の児童クラブへの受入れ        | ↓                         | 集団保育可能な発達の遅れのある児童の受入れを図る。保護者会運営の児童クラブについても受入れを推進する。   | 障害児受入れ人数・1年生      | 人    | 1      | 1     | 6                                    | 1    | 4                                   | 3   |   | 3   | 今後、建て替え・移設等を検討している児童クラブについては、当初からスロープの設置、バリアフリー化など環境整備を   | 子育て対策課        |
| 7          | (3)  | 8    |         | 障害児の児童クラブへの受入れ        | ↓                         |   |                   | 人    | 3      | 2     | 2                                    | 7    | 12                                  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 子育て対策課        |
| 7          | (3)  | 8    |         | 障害児の児童クラブへの受入れ        | ↓                         |   |                   | 人    | 1      | 2     | 1                                    | 2    | 11                                  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 子育て対策課        |
| 7          | (3)  | 8    |         | 障害児の児童クラブへの受入れ        | ↓                         |   |                   | 人    | 3      | 2     | 0                                    | 1    | 7                                   | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 子育て対策課        |
| 7          | (3)  | 8    |         | 障害児の児童クラブへの受入れ        | ↓                         |   |                   | 人    | 8      | 7     | 9                                    | 11   | 34                                  | ↓   | ↓   | ↓   | ↓   | 子育て対策課        |

| 計画における位置付け |      |      |         | 事業名          | 事業・施策内容<br>(目的・対象・内容等を記入)   | 事業実績の推移              |      |          |          |          | ↓ 5 十分 4 ある程度 3 あまり十分でない 2 不十分 1 未実施 |          | 1 1 新規・方針変更 2 拡充 3 現状維持 4 縮小 5 廃止・計画外  |  | 事業の評価指標と目標値  | 備考欄<br>(新たな施策展開の提案など)   | 担当課 |               |   |        |  |  |  |  |        |
|------------|------|------|---------|--------------|---|----------------------|------|----------|----------|----------|--------------------------------------|----------|--|--|--|---|-----|---------------|---|--------|--|--|--|--|--------|
| 基本目標       | 基本施策 | 事業番号 | 計画書記載なし |              |   | 項目                   | (単位) | 21年度     | 22年度     | 23年度     | 24年度                                 | 25年度     | 実施状況の5段階評価   | 事業実施の現状と課題   |  |   |     | 今後の展開(27～31年) | 今後の展開についてのコメント(理由・内容を記入)  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 9    |         | 学校障害児介助事業の充実 | 障害のある児童生徒の在籍する市内の小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い、配置が適当と認めた学校に特別支援教育支援員を配置する。  | 特別支援教育支援員            | 人    | 29       | 30       | 32       | 35                                   | 37       | 4  | 各小中学校で支援が必要であると認められた児童生徒に、39名の特別支援教育支援員を配置した。児童生徒は、週40時間程度を学校で生活しており、特別支援教育支援員は、そのうちの20時間、25時間、30時間の対応となっている。それ以外の時間については、各学校の先生や保護者が対応し、学校生活が安全に過ごせるよう対応している。市と相談支援事業所が連携することで、障害の種類や程度に関わらず、障害のあるお子さんやご家族からの福祉サービスの利用や権利擁護などの各種相談に速やかに対応している。また、基幹相談支援センターにおいては、障害児に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のための必要な援助も行っており、古河市障害者虐待防止センターにおける夜間・休日の通報窓口も兼ねて | 2  | 本市においては、日常動作の介助や学習活動上の支援を行う「特別支援教育支援員」の活用が年々増加している。教育支援委員会から教育措置を受けた児童生徒の数は、過去2年間で200名程増加し、特別支援教育支援員配置のニーズが高まっている。                                      |     |               | 指導課   |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 10   |         | 相談支援の充実      | 障害児の相談支援体制の充実・強化を図るため、平成23年度より市内の相談支援事業所に相談業務を委託し夜間・休日を含めた緊急時にも対応できる相談窓口を開設している。さらに地域の相談支援のネットワークを構築することを目的として、平成25年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センター(1か所)と身近な地域の相談窓口としての役割を担う地域相談支援センター(3ヶ所)に相談窓口を拡充した。  | 基幹相談支援センター事業委託料(1か所) | 千円   |          | 1,800    | 3,000    | 3,800                                | 4        | 発達障害や難病患者等が福祉サービスの対象に加わり、今後ますますサービスの利用や日常生活における相談件数の増加が予測される。また精神疾患やひきこもり等、他機関との連携が必要な処遇困難ケースも増えてきているため、引き続き相談支援事業所の拡充が必要。 | 2  | 相談内容に応じて適切な支援へ迅速につなげていく体制の整備と、障害の種類や程度に関係なくさまざまなケースに対応するための相談支援専門員の資質を向上させるための取組が必要。 |   |     | 障がい福祉課        |   |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 10   |         | 相談支援の充実      | ↓   | 相談件数                 | 件    |          |          | 214      | 281                                  | 1,066    | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | 障がい福祉課  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 10   |         | 相談支援の充実      | ↓   | 地域相談支援センター事業委託料(3ヶ所) | 千円   |          |          |          |                                      | 3,000    | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | 障がい福祉課  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 10   |         | 相談支援の充実      | ↓   | 相談件数                 | 件    |          |          |          |                                      | 294      | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | 障がい福祉課  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 11   |         | 障害児ディスティ事業   | 目的・内容 在宅の障害児等を介護している家族等が、緊急的又は一時的に家庭での介護が困難になった場合に、当該障害児等を古河市古河福祉の森総合会館において預り、必要な身の回りの世話、援助等を提供する。古河市社会福祉協議会への委託事業<br>対象者 市内に住所を有する身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれら障害者に準ずるものであると市長が認める者を介護する者。ただし、感染症疾患等を有する者、急性疾患又は負傷のため治療を受ける必要がある者その他市長が不適当と認めるものは、対象者とはならない。 | 委託料                  | 千円   | 4,974    | 4,974    | 4,974    | 4,974                                | 5,219    | 4  | この事業は、障がいを持った児童を緊急的・突発的事由による一時預かり事業であり、その性質上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、地域生活支援事業(市町村の単独事業)と位置付けられています。そのため、受託事業者は、安全、適切かつ安定的に受託事業を実施し、定額の費用により安定的にサービスの提供を行う必要があります。   | 2  | 現在、古河福祉の森会館2階を利用して、委託により事業を実施していますが、地理的に市の南西部に偏在しているものであるため、地域バランスを考慮する必要があります。このため、各地域におけるニーズを把握し、必要があれば、現在の古河地区のみでなく、他の地区においても実施することについて、検討する必要があります。 |     |               | 第3期古河市障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)において、サービス見込量として、年間の利用者数を各年15人/年としています。 |        |  | 現在、古河福祉の森会館2階を利用して、古河市社会福祉協議会に委託して事業を実施していますが、市の委託事業とは別に古河市社会福祉協議会の独自事業として、三和地域福祉センターにおけるディスティ事業が平成26年7月から試行的に開始されました。こうした取組みを支援していくかどうかについて、具体的な検討が必要 |  |  | 障がい福祉課 |
| 7          | (3)  | 11   |         | 障害児ディスティ事業   | ↓   | 登録児童数(月当たり平均)        | 人/月  | 52.00    | 54.75    | 58.17    | 26.00                                | 30.83    | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | 障がい福祉課  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 11   |         | 障害児ディスティ事業   | ↓   | 実利用児童数(月当たり平均)       | 人/月  | 6.17     | 6.92     | 6.58     | 8.33                                 | 10.50    | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | 障がい福祉課  |        |  |  |  |  |        |
| 7          | (3)  | 11   |         | 障害児ディスティ事業   | ↓   | 延べ利用時間               | 時間   | 1,920:05 | 2,123:35 | 2,264:05 | 3,146:10                             | 3,224:10 | ↓  | ↓  | ↓  | ↓   | ↓   | ↓             | ↓   | 障がい福祉課 |  |  |  |  |        |